

第121回

定時株主総会 招集ご通知

ニチバン株式会社

証券コード：4218



NICHIBAN



開催日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



開催場所

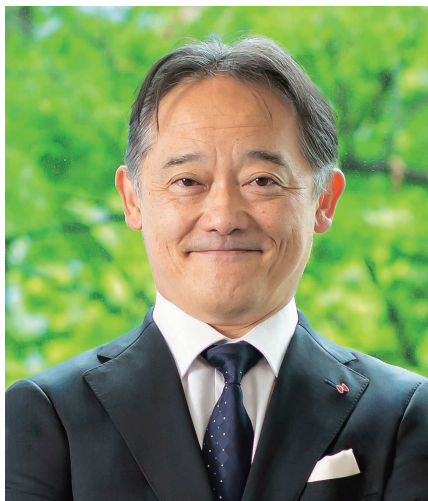
東京都文京区関口二丁目10番8号
ホテル椿山荘東京
バンケット棟1階「胡蝶」

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

株主総会ご来場株主様へのお土産のご用意はございません。



代表取締役社長

高津敏明

ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに、第121回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社グループを取り巻く経営環境は、訪日観光客の増加によるインバウンド消費が経済を活性化させる一方で、世界的な物価高騰と国際情勢の不安定化に加え、円安による原材料輸入コストの増加、さらには消費者の購買行動の多様化とデジタルシフトの加速など、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況下におきまして、2024年度の当社グループは、原材料価格の高騰に対応するため、お客様のご理解とご協力を賜り、販売価格改定を実施させていただきました。また、主要製品であるケアリーヴ[™]やロイヒつぼ膏[™]などを中心に国内販売も堅調に推移し、グローバル販売も伸長した結果、当連結会計年度の実績は増収増益となりました。このような成果を達成できましたのは、株主の皆様の温かいご支援の賜物と深く感謝しております。

『NICHIBAN GROUP 2030 VISION』の実現に向けた中期経営計画「CREATION 2026」は2年目を迎えました。

- ・事業ポートフォリオの再構築
- ・グローバル企業化
- ・人的資本経営

を重点テーマに掲げ、グループ一丸となって邁進してまいります。株主の皆様からの更なる信頼と評価をいただくため、確固たる企業品質の確立に向けた取り組みや、サステナブルな社会への貢献に対する活動にも注力し、積極的に情報開示してまいります。

株主の皆様と共に、持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいりますので、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

証券コード 4218
2025年6月6日
(電子提供措置の開始日 2025年5月30日)

株 主 各 位

東京都文京区関口二丁目3番3号
ニチバン株式会社
代表取締役社長 高 津 敏 明

第121回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第121回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第121回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.nichiban.co.jp/corp/ir/event/shareholder/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスしていただき、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」をご選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2025年6月26日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都文京区関口二丁目10番8号
ホテル椿山荘東京 バンケット棟1階「胡蝶」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。） |

3. 会議の目的事項 報告事項

1. 第121期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第121期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制の概要及び当該体制の運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- (2) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (5) 代理人により議決権を行使される場合は、当社定款の規定により、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。代理人がご来場の場合は、議決権行使書に加えて委任状が必要となります。

以 上

株主の皆様へお願い

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにごその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

[illegible]

議決権行使のご案内

議決権の行使は、以下の3つの方法がございます。当日ご出席の場合は、下記「書面・インターネットによる議決権の行使」のお手続きは不要です。

① 株主総会への出席による 議決権の行使



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、
会場受付へご提出ください。

日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

東京都文京区関口二丁目10番8号
ホテル椿山荘東京
バンケット棟1階「胡蝶」

〈書面・インターネットによる議決権の行使〉

② 書面（議決権行使書）による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**2025年6月25日（水曜日）午後5時30分まで**に到着
するようご返送ください。

行使
期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時30分到着分まで

③ インターネットによる議決権行使



詳細は次頁を
ご参照ください。

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にて議案に対する賛否をご入力ください。

行使
期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時30分入力分まで

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

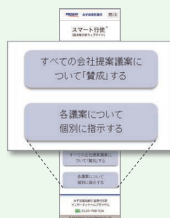
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

機関投資家の皆様へ

(株)ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法により議決権を行使していただくことも可能です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

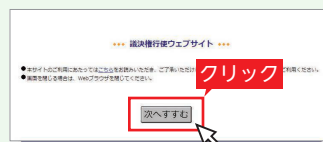
議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



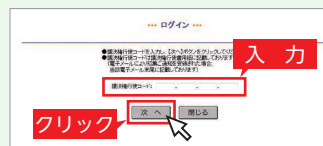
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

QRコードを読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることも可能です。



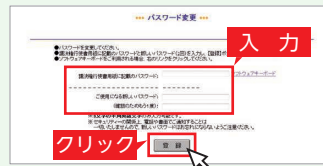
「次へすすむ」をクリック

- 2 ログインする



「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック

- 3 パスワードの変更



「パスワード」を入力し、「登録」をクリック

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

⚠ 「議決権行使コード」と「パスワード」は、同封の議決権行使書用紙をご覧ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などご不明な場合は、右記にお問合せください。

みずほ信託銀行 証券代行部
インターネット
ヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分については、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最も重要な課題のひとつと認識し、企業体質の強化及び設備投資、コスト競争力向上のための技術開発等の資金需要に備えるために内部留保の充実を図りつつ、安定した配当の実施を基本に、連結ベースの配当性向30～40%を目処とする業績に連動した配当を行うことを方針としております。この方針のもと、当期の期末配当金は、当期の業績を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につきまして、金35円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、712,511,660円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 1,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 事業の目的

当事業の一部譲渡に伴い、現行定款第2条（目的）から損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業を削除するものです。

(2) 本店所在地

当社本社及び東京オフィスの移転統合により、経営効率の向上や迅速な意思決定に加え、コミュニケーションの促進や多様な働き方を支援するオフィス環境による従業員のエンゲージメント向上を図るため、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店の所在地を東京都文京区から東京都千代田区へ変更するものです。また、本変更に係る本店移転の効力発生日に関する経過的な措置を定めた附則を設けるものです。

(3) 取締役会の招集権者及び議長

当社取締役会の運営実態に即すべく、現行定款第23条（取締役会の招集権者及び議長）に定める取締役会の招集権者及び議長を取締役会長から取締役社長へ変更するものです。

(4) 剰余金の配当等の決定機関

資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、定款変更案のとおり第46条（剰余金の配当等の決定機関）及び第47条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第6条（自己株式の取得）、第47条（期末配当金）及び第48条（中間配当金）を削除するものです。

(5) 商号の英文表示の字体・スペース（空白）、接続詞及び送り仮名の形式を整えるものです。

(6) 条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものです。

(7) その他、各所不要なスペース（空白）を削除するなど形式を整えるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（下線が変更部分です（ただし、上記1（7）を除く。）。）

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当会社はニチバン株式会社と称する。英文ではNICHIBAN CO., LTD. と表示する。	(商号) 第1条 当会社はニチバン株式会社と称する。英文ではNICHIBAN CO., LTD.と表示する。

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は下記の事業を営むことをもって目的とする。 1. 次の各製品及び付属品の製造、製作並びに販売 イ. 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び試薬 ロ. 接着テープ、接着シート、接着剤その他接着製品及びその機械器具 ハ. 香粧品、衛生用品及び食品添加物 ニ. 筆記用具等事務用品 ホ. プラスチック製の家庭用品及び紙製容器 ヘ. 包装用袋等包装材料 ト. 計測器、計量器、家庭用電気機械器具、公害防止機器、運搬用機器、事務用機器、包装・荷造機器、医療用機械器具、健康・スポーツ機器、教育機器 2. 食品、飲料品及び日用雑貨品の販売 3. 前各号に掲げる物品の輸出及び輸入 4. 展示、内装、看板工事その他建築工事の請負、設計及び施工 5. 医薬品の薬物投与システムに関する工業所有権、ノウハウ、技術、ソフトウェアの調査、研究開発、企画及び販売 6. 損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業 7. 以上に付帯関連する一切の事業、その他事業に投資 (本店の所在地) 第3条 当社は本店を東京都文京区に置く。 (自己株式の取得) 第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。 (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は100株とする。	(目的) 第2条 当社は下記の事業を営むことをもって目的とする。 (1) 次の各製品及び付属品の製造、製作並びに販売 ① 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び試薬 ② 接着テープ、接着シート、接着剤その他接着製品及びその機械器具 ③ 香粧品、衛生用品及び食品添加物 ④ 筆記用具等事務用品 ⑤ プラスチック製の家庭用品及び紙製容器 ⑥ 包装用袋等包装材料 ⑦ 計測器、計量器、家庭用電気機械器具、公害防止機器、運搬用機器、事務用機器、包装・荷造機器、医療用機械器具、健康・スポーツ機器、教育機器 (2) 食品、飲料品及び日用雑貨品の販売 (3) 前各号に掲げる物品の輸出及び輸入 (4) 展示、内装、看板工事その他建築工事の請負、設計及び施工 (5) 医薬品の薬物投与システムに関する工業所有権、ノウハウ、技術、ソフトウェアの調査、研究開発、企画及び販売 ＜ 削 除 ＞ (6) 以上に付帯関連する一切の事業、その他事業に投資 (本店の所在地) 第3条 当社は本店を東京都千代田区に置く。 ＜ 削 除 ＞ (単元株式数) 第6条 当社の単元株式数は100株とする。

現行定款	変更案
(単元未満株式の権利) 第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	(単元未満株式の権利) 第7条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
(株主名簿管理人) 第9条 当会社は株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定しこれを公告する。 ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。	(株主名簿管理人) 第8条 当会社は株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定しこれを公告する。 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。
(基準日) 第10条 当会社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を行使することができる株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ② 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して、一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。	(基準日) 第9条 当会社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を行使することができる株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して、一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。
(株式等取扱規則) 第11条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利の行使に関する手続は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式等取扱規則による。	(株式等取扱規則) 第10条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利の行使に関する手続は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式等取扱規則による。

現行定款	変更案
(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。	(招集) 第11条 当会社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。
(招集権者及び議長) 第13条 株主総会は法令に特に定められた場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。 ② 株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。 ③ 取締役社長に事故あるときは取締役会の決議をもって予め定めた順位により、他の取締役がこれに代る。	(招集権者及び議長) 第12条 株主総会は法令に特に定められた場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。 2 株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。 3 取締役社長に事故あるときは取締役会の決議をもって予め定めた順位により、他の取締役がこれに代わる。
(電子提供措置等) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。	(電子提供措置等) 第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
(決議の方法) 第15条 株主総会の決議は法令又は本定款に特に定められた場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。 ② 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。	(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は法令又は本定款に特に定められた場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。 2 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。
(議決権の代理行使) 第16条 株主が株主総会において代理人により議決権を行使しようとするときは、当会社の議決権を行使することができる他の株主1名に限り代理せしめることができる。ただし、株主又は代理人はその代理権を証明する書面を株主総会前に提出しなければならない。 ② 前項の代理権の授与は各株主総会毎にこれを為さなければならない。	(議決権の代理行使) 第15条 株主が株主総会において代理人により議決権を行使しようとするときは、当会社の議決権を行使することができる他の株主1名に限り代理せしめることができる。ただし、株主又は代理人はその代理権を証明する書面を株主総会前に提出しなければならない。 2 前項の代理権の授与は各株主総会毎にこれを為さなければならない。

現行定款	変更案
(議事録) 第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録する	(議事録) 第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録する。
(取締役会の設置) 第18条 当社は取締役会を置く。	(取締役会の設置) 第17条 当社は取締役会を置く。
(取締役の定員及び選任) 第19条 当社の取締役は10名以内とし、株主総会において選任する。 ② 取締役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。 ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	(取締役の定員及び選任) 第18条 当社の取締役は10名以内とし、株主総会において選任する。 2 取締役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	(取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
(代表取締役) 第21条 取締役会の決議をもって会社を代表すべき取締役を選定する。 ② 代表取締役は取締役会の決議に従って会社の業務を執行する。	(代表取締役) 第20条 取締役会の決議をもって会社を代表すべき取締役を選定する。 2 代表取締役は取締役会の決議に従って会社の業務を執行する。
(役付取締役) 第22条 取締役会の決議をもって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を定めることができる。 ② 代表取締役は前項の<u>取締役中</u>から選定する。	(役付取締役) 第21条 取締役会の決議をもって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を定めることができる。 2 代表取締役は前項の<u>取締役の中から</u>選定する。
(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は法令に特に定められた場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、その議長となる。 ② <u>取締役会長</u>に欠員又は事故があるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順位により他の取締役がこれに<u>代る</u>。	(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は法令に特に定められた場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。 2 <u>取締役社長</u>に欠員又は事故があるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順位により他の取締役がこれに<u>代わる</u>。

現行定款	変更案
(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集は各取締役及び各監査役に対し、議題を附して会日から少なくとも5日前にその通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、1日前に通知してこれを招集することができる。 ② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。	(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集は各取締役及び各監査役に対し、議題を附して会日から少なくとも5日前にその通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、1日前に通知してこれを招集することができる。 2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。
(取締役会の決議方法) 第25条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。	(取締役会の決議方法) 第24条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。
(取締役会の決議の省略) 第26条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	(取締役会の決議の省略) 第25条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。
(顧問及び相談役) 第27条 必要のある場合は取締役会の決議により顧問及び相談役を置くことができる。	(顧問及び相談役) 第26条 必要のある場合は取締役会の決議により顧問及び相談役を置くことができる。
(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録して議長並びに出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名を行う。	(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録して議長並びに出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名を行う。
(取締役会規則) 第29条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。	(取締役会規則) 第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。
(報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は株主総会の決議をもって定める。	(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は株主総会の決議をもって定める。

現行定款	変更案
(取締役との責任限定契約) 第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。 (監査役及び監査役会) 第32条 当社は監査役及び監査役会を置く。 (監査役の定員及び選任) 第33条 当社の監査役は5名以内とし、株主総会において選任する。 ② 監査役選任の決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。 (監査役の任期) 第34条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役及び補欠者が監査役に就任した場合の任期は前任者の残任期間とする。 (常勤の監査役) 第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。 (監査役会の招集通知) 第36条 監査役会の招集通知は各監査役に対し、議題を附して会日から少なくとも5日前にその通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、1日前に通知してこれを招集することができる。 ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。	(取締役との責任限定契約) 第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。 (監査役及び監査役会) 第31条 当社は監査役及び監査役会を置く。 (監査役の定員及び選任) 第32条 当社の監査役は5名以内とし、株主総会において選任する。 2 監査役選任の決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。 (監査役の任期) 第33条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役及び補欠者が監査役に就任した場合の任期は前任者の残任期間とする。 (常勤の監査役) 第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。 (監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は各監査役に対し、議題を附して会日から少なくとも5日前にその通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、1日前に通知してこれを招集することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

現行定款	変更案
(監査役会の決議方法) 第37条 監査役会の決議は、法令に特に定められた場合を除き、監査役の過半数をもって決する。	(監査役会の決議方法) 第36条 監査役会の決議は、法令に特に定められた場合を除き、監査役の過半数をもって決する。
(監査役会の議事録) 第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録して出席した監査役が記名押印又は電子署名を行う。	(監査役会の議事録) 第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録して出席した監査役が記名押印又は電子署名を行う。
(監査役会規則) 第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	(監査役会規則) 第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。
(報酬等) 第40条 監査役の報酬等は株主総会の決議をもって定める。	(報酬等) 第39条 監査役の報酬等は株主総会の決議をもって定める。
(監査役との責任限定契約) 第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。	(監査役との責任限定契約) 第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。
(会計監査人の設置) 第42条 当社は会計監査人を置く。	(会計監査人の設置) 第41条 当社は会計監査人を置く。
(会計監査人の選任) 第43条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。	(会計監査人の選任) 第42条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。
(会計監査人の任期) 第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。	(会計監査人の任期) 第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
(報酬等) 第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	(報酬等) 第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

現行定款	変更案
(事業年度) 第46条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。 < 新 設 > < 新 設 > (期末配当金) 第47条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を支払う。 (中間配当金) 第48条 当社は取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という）をすることができる。 (配当金等の除斥期間) 第49条 期末配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受取られないときは、<u>会社</u>はその支払の義務を免れるものとする。 < 新 設 >	(事業年度) 第45条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。 (剰余金の配当等の決定機関) 第46条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u> (剰余金の配当の基準日) 第47条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 < 削 除 > < 削 除 > (配当金等の除斥期間) 第48条 期末配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受取られないときは、<u>当会社</u>はその支払の義務を免れるものとする。 附 則 第1条 第3条の変更は、2026年3月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力が生じるものとし、本附則は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役4名を含む取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号		氏 名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況	指名・報酬 委員会委員*
1	再 任	たか つ とし あき 高津 敏明	代表取締役社長	100% (15回/15回)	○
2	再 任	さか い ひろ のり 酒井 寛規	専務取締役	100% (15回/15回)	○
3	再 任	は ら ひで あき 原 秀昭	取締役常務執行役員	100% (15回/15回)	
4	再 任	たか はし やす ひこ 高橋 泰彦	取締役常務執行役員	100% (15回/15回)	
5	再 任	いし はら たつ お 石原 達夫	社 外 独立役員 取締役	100% (15回/15回)	○
6	再 任	さ と う あき ひろ 佐藤 彰紘	社 外 独立役員 取締役	100% (15回/15回)	◎
7	再 任	さ な だ ひろ み 真田 弘美	社 外 独立役員 取締役	100% (15回/15回)	
8	新 任	すが わ ら じゅん こ 菅原 順子	社 外 独立役員 —	—	○

(注) *指名・報酬委員会の委員は、本議案が承認された場合に予定しているものです（○は委員、◎は委員長を示します）。同委員会の構成は、委員5名のうち3名が社外取締役となります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	 たか つ とし あき 高 津 敏 明 (1966年11月13日生) 【取締役会への出席状況】 取締役会15回/15回 (100%) 【取締役就任時期】 2019年6月 再 任	1990年 4 月 当社入社 2015年 6 月 当社事業統括本部購買部長 2017年 4 月 当社工業品営業統括部中部営業部長 2018年 4 月 当社執行役員メディカル特販営業部長 2019年 4 月 当社上席執行役員社長付 2019年 6 月 当社代表取締役社長 経営全般 (現任) 【取締役候補者とした理由】 高津敏明氏は、2019年6月に当社代表取締役社長に就任して以来、社業を牽引し、これまでに培った経営全般に関する知識と経験により、全役職員に対してリーダーシップを発揮しており、当社の重要事項の決定及び業務執行の監督に重要な役割を果たしてまいりました。今後も、経営における意思決定と業務執行の監督を担うにふさわしい人物であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。	24,524株
2	 さか い ひろ のり 酒 井 寛 規 (1961年7月6日生) 【取締役会への出席状況】 取締役会15回/15回 (100%) 【取締役就任時期】 2009年6月 再 任	1985年 4 月 当社入社 2008年 4 月 当社執行役員管理部長 2009年 6 月 当社取締役執行役員管理部長 2015年 6 月 当社常務取締役 C S R ・ 経営統括担当 2016年10月 当社常務取締役 C S R ・ 経営統括担当 (兼) 大東化工(株)取締役顧問経営担当 2019年 6 月 当社専務取締役 推進ユニット担当 (兼) C S R 担当 (兼) 広報宣伝室長 2020年 4 月 当社専務取締役 管理担当 (兼) C S R 担当 (現任) 【取締役候補者とした理由】 酒井寛規氏は、2009年6月に当社取締役に就任し、管理本部長、C S R ・ 経営統括担当等を歴任し、多様な経験と知見に加え、優れた経営執行能力を有しており、当社の経営における重要な意思決定と業務執行の監督に重要な役割を担う人物であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。	32,205株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	 はら ひで あき 原 秀 昭 (1962年1月13日生) 【取締役会への出席状況】 取締役会15回/15回 (100%) 【取締役就任時期】 2012年6月 再 任	1984年 4 月 当社入社 2011年 4 月 当社執行役員テープ事業本部統括部長 2012年 4 月 当社執行役員テープ事業本部長 2012年 6 月 当社取締役執行役員テープ事業本部長 2020年 4 月 当社取締役常務執行役員 営業担当 (兼) 事業統括本部長 2022年 4 月 当社取締役常務執行役員 営業・開発担当 (兼) 国内事業本部長 2024年 4 月 当社取締役常務執行役員 営業・開発担当 (兼) 事業戦略本部長 (現任) 【取締役候補者とした理由】 原秀昭氏は、2012年6月に当社取締役に就任し、テープ事業部門における幅広い知識と経験を有しており、またその豊富な知識と経験、また視野の広さから、営業・開発部門やサプライチェーンを中心とした事業全般の推進のみならず、当社の取締役会における重要な意思決定及び業務執行の監督を担える人物であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	17,191株
4	 たか はし やす ひこ 高 橋 泰 彦 (1963年1月9日生) 【取締役会への出席状況】 取締役会15回/15回 (100%) 【取締役就任時期】 2021年6月 再 任	1986年 4 月 当社入社 2011年 4 月 当社執行役員安城工場長 2013年 6 月 ニチバンテクノ(株)代表取締役社長 2016年 4 月 当社上席執行役員管理本部長 2020年 4 月 当社常務執行役員経営企画室長 (兼) 広報宣伝部長 2021年 6 月 当社取締役常務執行役員経営企画室長 (現任) 【取締役候補者とした理由】 高橋泰彦氏は、当社入社以来、経営企画・管理・生産部門など幅広い経験を有しており、2021年6月に当社取締役に就任いたしました。その豊富な知識と経験、また視野の広さから、当社の取締役会における重要な意思決定及び業務執行の監督を担える人物であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	12,291株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
5	 いし はら たつ お 石 原 達 夫 (1952年3月1日生) 【取締役会への出席状況】 取締役会15回/15回 (100%) 【取締役就任時期】 2016年6月 再 任 社外取締役 独立役員	1977年10月 司法試験合格 1980年 4 月 東京地方検察庁検事任官 1987年 4 月 弁護士登録 1989年 1 月 冲信・石原法律事務所開設*代表 (現任) 2016年 6 月 当社社外取締役 (現任) *現在：スプリング法律事務所へ改称 <重要な兼職の状況> スプリング法律事務所代表 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 石原達夫氏は、1980年に東京地方検察庁検事任官後、1987年に弁護士登録し、現在はスプリング法律事務所代表として一般民事のみならず幅広い業種の企業法務案件を高度の専門的見地から処理されております。このことから、当社の取締役会の意思決定においても、当社経営陣から独立した客観的な立場から適法性・妥当性を確保するための助言・提言をいただきたく、法曹界での豊富な経験、実績、見識を有する同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。	0株
6	 さ とう あき ひろ 佐 藤 彰 紘 (1959年6月25日生) 【取締役会への出席状況】 取締役会15回/15回 (100%) 【取締役就任時期】 2019年6月 再 任 社外取締役 独立役員	1987年10月 司法試験合格 1990年 4 月 弁護士登録 1990年 4 月 丸の内共立法律事務所入所 1995年 5 月 佐藤彰紘法律事務所開設代表 2016年12月 当社社外監査役 2019年 6 月 当社社外取締役 (現任) 2023年 6 月 真和総合法律事務所パートナー (現任) <重要な兼職の状況> 真和総合法律事務所パートナー 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 佐藤彰紘氏は、1990年に弁護士登録後、ビジネス法務を中心に研鑽を積み、また1995年の事務所開設後もビジネス法務案件を中心に高度な専門的見地から事案処理をし、ご活躍されるとともに、2015年4月より2016年3月まで第一東京弁護士会副会長及び日本弁護士連合会常務理事、2019年4月より2025年3月まで内閣府公益認定等委員会委員、2025年4月より第一東京弁護士会会長及び日本弁護士連合会副会長に就任されるなど、各種要職に就かれております。また、同氏は、2016年12月から2年6か月間当社社外監査役を務め、当社に深い知見を有しております。このようなビジネス法務分野や法曹界での豊富な経験、実績、見識を有し、当社に精通している同氏には、当社取締役会の意思決定において、当社経営陣から独立した客観的な立場から適法性・妥当性を確保するための助言・提言をいただきたく、引き続き社外取締役候補者といたしました。	0株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
7	 さな だ ひろ み 真 田 弘 美 (1956年5月20日生) 【取締役会への出席状況】 取締役会15回/15回 (100%) 【取締役就任時期】 2022年6月 再 任 社外取締役 独立役員	1979年 4 月 聖路加国際病院内科病棟勤務 1980年 4 月 金沢大学医学部附属病院外科病棟勤務 1981年 4 月 金沢大学医療技術短期大学部看護学科助手、 准教授 1987年 4 月 金沢大学医学部研究生 (1997年 3 月～医学博士) 1988年 4 月 米国イリノイ大学看護学部大学院 (研修) (～1990年 3 月) 1998年11月 金沢大学医学部保健学科・教授 2004年 4 月 東京大学大学院医学系研究科健康科学・看護 学専攻 2017年 4 月 東京大学大学院医学系研究科附属グローバル ナースングリサーチセンター センター長 2022年 4 月 石川県立看護大学 学長 (現任) 2022年 6 月 東京大学 名誉教授 (現任) 2022年 6 月 当社社外取締役 (現任) <重要な兼職の状況> 石川県立看護大学 学長 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 真田弘美氏は、1998年に金沢大学医学部保健学科の教授に就任後、2004年には東京大学大学院医学系研究科健康科学・看護学・老年看護学分野で初代教授に就任され、褥瘡や糖尿病足などの予防や早期回復に向けた様々な研究活動を精力的に進められてきました。また、創傷ケアの研究におきましては、グローバルな業績が多数あるとともに、産学連携による成果物を製品化するなど、研究・実践の両面において多岐にわたる実績を残されています。さらに、日本褥瘡学会、日本創傷・オストミー・失禁管理学会、看護理工学会、日本看護科学学会の理事長を歴任されました。これまでの豊富な経験を活かし、創傷医療現場のQOL向上と産学連携促進のための意見、及び当社経営陣から独立した客観的な立場にて妥当性を確保するための助言・提言をいただきたく、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。	0株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 す 当社の株式数
8	 すが わら じゅん こ 菅 原 順 子 (1962年4月26日生) 新 任 社外取締役 独 立 役 員	1983年 4 月 カルピス食品工業(株)*入社 2014年 4 月 カルピス(株)乳購買部長 カルピスフーズサービス(株)社外取締役 2018年 3 月 カルピス(株)取締役 2021年 3 月 カルピス(株)代表取締役社長 (2023年3月退任)(現在に至る) *現在：カルピス(株) [社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 菅原順子氏は、カルピス(株)の代表取締役社長を務め、企業経営者として豊富な経験、実績、見解を有しております。当社の取締役会の意思決定においても、これまでの豊富な経験を活かし、企業経営をはじめブランドマネジメントなどの意見、及び当社経営陣から独立した客観的な立場にて妥当性を確保するための助言・提言をいただきたく、同氏を社外取締役候補者といたしました。	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。次回更新時においても、同内容での更新を予定しております。
3. 石原達夫、佐藤彰紘、真田弘美及び菅原順子の4氏は社外取締役の候補者であります。
4. 石原達夫氏が当社の社外取締役に就任してからの年数(本定時株主総会終結の時まで)は9年であります。佐藤彰紘氏が当社の社外取締役に就任してからの年数(本定時株主総会終結の時まで)は6年であります。真田弘美氏が当社の社外取締役に就任してからの年数(本定時株主総会終結の時まで)は3年であります。
5. 当社は、石原達夫、佐藤彰紘及び真田弘美の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、菅原順子氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
6. 当社と石原達夫、佐藤彰紘及び真田弘美の3氏の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度額といたします。なお、当該責任限定が認められるのは、各氏が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものいたします。本議案が承認された場合、3氏との間の当該契約を継続するとともに、新たに菅原順子氏との間でも同様の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

当該補欠監査役については、監査役の員数を欠いたことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存期間といたします。また、この決議の効力は、次期定時株主総会開始の時までといたします。なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

補欠監査役候補者

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
 いち かわ いち ろう 市 川 一 郎 (1958年5月10日生) 補欠監査役 (社外監査役) 独立役員 (予定)	1983年4月 キヤノン(株)入社 1985年10月 監査法人朝日新和会計社(現 有限責任 あずさ監査法人) 入社 1989年8月 公認会計士登録 2014年9月 有限責任 あずさ監査法人退任 2014年12月 SWEAT CAPITAL(株)設立 代表取締役(現任) <重要な兼職の状況> SWEAT CAPITAL(株) 代表取締役 盟和産業(株) 社外取締役	0株
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 市川一郎氏は、1989年に公認会計士登録後、約25年間にわたり監査法人で会計監査業務を中心に研鑽を積むとともに、その後SWEAT CAPITAL(株)の代表取締役を務めております。これら監査業務のみならず企業経営者としての豊富な経験、実績、見識を有することから、当社取締役会の意思決定においても、当社経営陣から独立した客観的な立場にて適法性・妥当性を確保するための助言・提言をいただきたく、同氏を補欠の社外監査役候補者としたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 市川一郎氏は補欠の社外監査役の候補者であります。
3. 同氏の選任が承認され、監査役に就任した場合は、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 同氏の選任が承認され、監査役に就任した場合は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。なお、当該責任限定が認められるのは、同氏が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものといたします。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約により填補することとしております。同氏が就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

(ご参考) 本定時株主総会後の取締役・監査役（予定）のスキルマトリックス

当社は、持続的な成長に向けて、中長期的な経営の方向性や事業戦略に照らし、取締役及び監査役について豊富な経験や専門的知見等を有する人財で構成する必要があると考えております。そのため、各取締役及び監査役が保有するスキルや専門性、キャリア等を明確にし、実効性のある企業統治体制の確立を推進してまいります。

氏 名	当社における 地位及び担当	スキル							
		経営 経営戦略	財務・ 会計	法務・リスク マネジメント	人事 人財開発	研究開発 イノベーション	製造・ 技術	マーケティング 営業	国際性
高津 敏明	代表取締役社長	●		●	●	●	●	●	
酒井 寛規	専務取締役	●	●	●	●				
原 秀昭	取締役常務執行役員	●				●		●	
高橋 泰彦	取締役常務執行役員	●	●	●	●		●		●
石原 達夫	社外取締役			●					
佐藤 彰紘	社外取締役	●		●					
真田 弘美	社外取締役				●	●			●
菅原 順子	社外取締役	●				●		●	●
坂本 修	常勤監査役		●	●					
児玉 安司	社外監査役	●		●		●			●
福田 厚	社外監査役		●						

* スキルマトリックス一覧の「●」印は、これまでの知見や経験に基づき判断し記載しておりますが、対象者の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、訪日外国人の人数と消費額が過去最高を更新するなどインバウンド消費が継続する一方で、不安定な国際情勢による景気減速リスクに加え、為替の動向やエネルギー・原材料価格の高止まりによる物価上昇など、当社グループを取り巻く事業環境は予断を許さない状況が続きました。

このような状況のなか、快適な生活を支える価値を創出し続ける企業を目指し、イノベーション創出とグローバル貢献を果たすための事業構造の創造を進めるため、2024年度よりスタートした中期経営計画「CREATION 2026」を推進し、その重点テーマである「事業ポートフォリオの再構築」「グローバル企業化」「人的資本経営」を実行し、『NICHIBAN GROUP 2030 VISION』実現に向けて取り組んでまいりました。

①事業ポートフォリオの再構築

- ・テープ事業セグメントの抜本的収益改善
- ・成長事業と新領域へ経営資源を重点配分

②グローバル企業化

- ・販売3拠点の成長追求
- ・2030年度グローバル比率30%実現に向けた機能拡充
- ・グループ全体のグローバル企業化の推進

③人的資本経営

- ・ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進
- ・自己変革し成長する自律的人財の育成
- ・従業員の健康とエンゲージメントの向上
- ・新人事制度の導入

以上の取り組みを実施いたしました結果、

売上高は高機能救急絆創膏「ケアリーヴTM」シリーズを中心としたヘルスケアフィールドの売上拡大やテープ事業セグメントの価格改定の影響等により、前年同期比5.5%増の494億5千7百万円となりました。

営業利益は、ヘルスケアフィールドにおける高粗利製品の売上高構成比率上昇や価格改定による収益性改善等により、前年同期比24.8%増の25億8千6百万円となりました。

経常利益は、営業利益の増加等により、前年同期比21.8%増の26億8千1百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、経常利益の増加の影響と、一部の新製品の上市の見通しが不透明となり開発中断を決定したことによる建設仮勘定に係る減損損失5千3百万円の影響により、前年同期比7.2%増の19億5千9百万円となりました。

当社グループのセグメントの概要は次のとおりです。

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、当連結会計年度より、成長事業への経営資源の重点配分及び全社視点での事業戦略体制の見直しを目的に「事業戦略本部」を設置し、その傘下に、販路別に以下の営業統括部・本部を設置しております。

- ・顧客を機軸とした新たな営業推進体制の強化とブランド戦略の再構築のために、「コンシューマー営業統括本部」を設置し、ヘルスケア、EC、ステーションナリーの各営業担当管掌を管轄させております。
- ・より顧客に密着した営業活動を推進し、新規開発案件探索、顧客拡大のために、「医療材営業統括部」、「工業品営業統括部」を置いております。
- ・グローバル企業化実現に向けて、全社戦略との一貫性を高め、より積極的な事業活動を展開するために、「グローバル事業本部」を設置しております。

当社グループは、以上の営業担当管掌に、各子会社を加えた事業フィールドとして、「ヘルスケアフィールド」、「ECフィールド」、「ステーションナリーフィールド」、「医療材フィールド」、「工業品フィールド」及び「グローバルフィールド」を設定しております。

なお、2024年度よりスタートした中期経営計画「CREATION 2026」の策定にあたり、当社グループの事業展開、経営資源の配分及び経営管理体制の実態等の観点から、事業フィールド及び組織の一部見直しを行いました。その結果、前連結会計年度において「コンシューマー営業本部」傘下であった「ヘルスケア営業統括部」、「EC営業統括部」、「オフィスホーム営業統括部」を統合し、「コンシューマー営業統括本部」としました。また、「オフィスホームフィールド」を「ステーションナリーフィールド」と改称し、「海外フィールド」を「グローバルフィールド」と改称しました。

経営資源の配分の決定及び業績の評価については、取り扱う製品、商品の性質や、市場、製造方法の類似性に基づき、「メディカル事業」、「テープ事業」の単位で行っていることから、当社グループの事業セグメントとしては、「メディカル事業」、「テープ事業」と認識し、これを報告セグメントとしております。

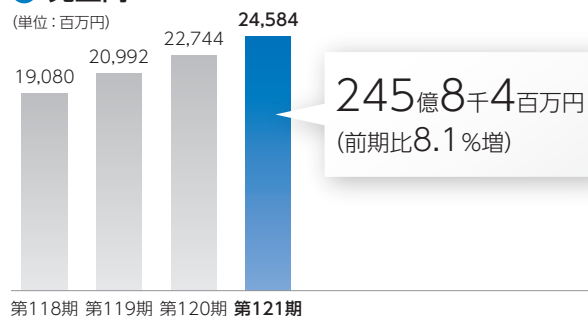
「メディカル事業」、「テープ事業」セグメントと各事業フィールドとの関係は以下のとおりです。

事業フィールド			メディカル事業	テープ事業
国 内	コンシューマー営業統括本部	ヘルスケアフィールド	○	
		ECフィールド	○	○
		ステーションナリーフィールド		○
	医療材フィールド		○	
	工業品フィールド			○
海 外	グローバルフィールド		○	○

メディカル事業

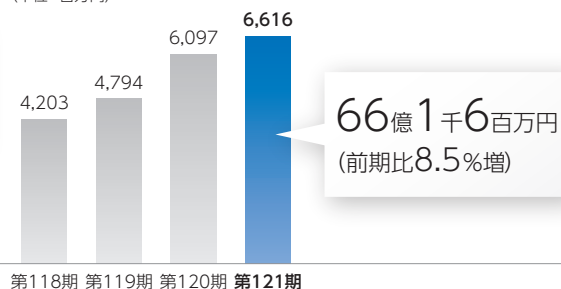
売上高

(単位：百万円)



営業利益

(単位：百万円)



主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

- ・大衆薬市場における医薬品、医療機器、医薬部外品、医療補助用テープ、テーピングテープ等の製造及び販売並びに輸出入
- ・医療機関向けの医薬品、医療機器、医薬部外品、医療補助用テープ、テーピングテープ等の製造及び販売並びに輸出入

主な製品



ケアリーヴ™



ロイヒツボ膏™



アトファイン™



スキナゲート™

■ ヘルスケアフィールド

ドラッグストアを中心とした大衆薬市場におきましては、国内需要や訪日外国人のインバウンド消費に支えられました。

このような状況のなか、高機能救急絆創膏“ケアリーヴTM”シリーズについては、国内需要拡大に向けて認知度向上のためにテレビCMなどの広告媒体を活用したPR活動を積極的に展開し、売上高は前年同期を上回りました。鎮痛消炎剤“ロイヒ”シリーズについては、夏季シーズンの一時的なインバウンド需要の低迷は回復し、第4四半期には価格改定を実施しましたが、売上高は前年同期並みとなりました。その結果、フィールド全体としての売上高は152億4千3百万円（前年同期比6.0%増）となりました。

■ 医療材フィールド

医療機関向け医療材料市場におきましては、医療現場の生産性向上への取り組みが急務と考えられるなど、医療現場の人手不足が深刻化する中での厳しい販売環境となりました。

このような状況のなか、極低刺激性テープ“スキナゲートTM”シリーズについては競合他社品からの切り替え採用が進行し、売上高は前年同期を上回りました。その一方、術後ケアシリーズ“アスカブリックTM”は、手術後の傷あとケアテープ「アトファインTM」においてユーザーへの認知が進み需要は伸張しておりますが、消費者の購買先がECサイトへ移行している影響で、売上高は前年同期を下回りました。その結果、フィールド全体としての売上高は57億4千万円（前年同期比0.2%減）となりました。

■（メディカル事業に係る）ECフィールド

EC市場におきましては、オンライン購買に対するWEBマーケティングの取り組みを強化してきたことにより、高機能救急絆創膏“ケアリーヴTM”シリーズについての売上高は、前年同期を大きく上回るとともに、手術後の傷あとケアテープ「アトファインTM」の売上についても消費者の購買先がECサイトへ移行している影響を受けて好調に推移しました。その結果、フィールド全体としての売上高は11億3千3百万円（前年同期比28.7%増）となりました。

■（メディカル事業に係る）グローバルフィールド

グローバルにおけるメディカル事業については、重点地域であるアジア及び欧州において、高機能救急絆創膏“ケアリーヴTM”シリーズや止血製品シリーズ“セサブリックTM”を中心に、販売代理店と協力して現地密着型の営業活動を展開してまいりました。高機能救急絆創膏“ケアリーヴTM”シリーズは、韓国で好調な売上を記録し、止血製品シリーズ“セサブリックTM”はタイ・欧州での採用が増加した結果、売上高が前年同期を大きく上回りました。

これらに加えて為替の円安影響もあり、フィールド全体としての売上高は24億6千6百万円（前年同期比42.2%増）となりました。

以上の結果、メディカル事業全体の売上高は245億8千4百万円（前年同期比8.1%増）となりました。また、ヘルスケアフィールドにおけるテレビCMなどの広告媒体を活用したPR活動や、成長事業への経営資源の重点配分に伴いメディカル事業に係る人員が増加したこと等によって販売費及び一般管理費が増加した一方、ヘルスケアフィールドにおける高粗利製品の売上構成比率が上昇したことにより、セグメント利益は66億1千6百万円（前年同期比8.5%増）となりました。

テープ事業

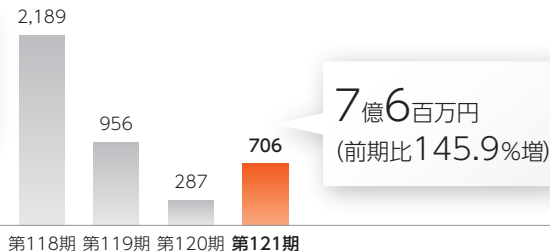
売上高

(単位：百万円)



営業利益

(単位：百万円)



主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

- ・家庭用・事務用の粘着テープ、両面テープ、粘着ラベル、粘着メモ、粘着シート、テープカッター、ラベル貼り機、製本機等の製造及び販売並びに輸出入
- ・包装・外装用、塗装マスキング用、農産用、電気用の粘着テープ・シート、テープ関連機器等の製造及び販売並びに輸出入

主な製品



セロテープ®小巻カッターつき
(まっすぐ切れるタイプ)



ナイスタック™



セロテープ®No.405 (産業用)



panfix™ セルローステープ

■ ステーションナリーフィールド

文具事務用品市場におきましては、DX化などで紙の消費が大きく減少し、オフィス需要が低迷する中、オンライン購買拡大に伴う消費者の購買先の変化もあり、厳しい販売環境となりました。

このような状況のなか、主要製品である「セロテープ®」については、価格改定を実施したことにより売上高は前年同期を上回りました。その一方、両面テープ「ナイスタック™」については、使用シーンの想起等の拡大策を図るも、オフィス需要の低迷と店頭からECサイトへ消費者の購買先に変化があり、売上高は前年同期を下回りました。その結果、フィールド全体としての売上高は48億4千万円（前年同期比3.2%減）となりました。

■ 工業品フィールド

産業用テープ市場におきましては、粘着テープの出荷量が低調に推移し、依然として厳しい販売環境が続きました。

このような状況のなか、主要製品の「セロテープ®」については前連結会計年度に実施した価格改定の効果や、天然素材を使用した環境配慮型製品であることを積極的に啓発し多くの企業や自治体の賛同を得たこともあり売上高は前年同期を上回りました。また、車両用マスキングテープについては、新車生産台数の増加に伴う塩ビマスキングテープが新規採用と使用量ともに増加したこともあり、売上高は前年同期を上回りました。その結果、フィールド全体としての売上高は131億8千9百万円（前年同期比0.8%増）となりました。

■ (テープ事業に係る) ECフィールド

EC市場におきましては、オンライン購買拡大に伴う消費者の購買先の変化に対応し、WEBマーケティングを強化するとともに、「セロテープ®」については価格改定を実施したことにより売上高は前年同期を上回りました。また、両面テープ「ナイスタック™」についても、店頭からECサイトへ消費者の購買先の変化もみられましたが、売上高は前年同期並みとなりました。その結果、フィールド全体としての売上高は41億1千6百万円（前年同期比9.5%増）となりました。

■ (テープ事業に係る) グローバルフィールド

グローバルにおけるテープ事業については、アジアと欧州を重点地域として、製品戦略を展開してまいりました。「Panfix™セルローステープ」については、香港やインドネシア市場に展開し、前連結会計年度に実施した価格改定による効果もあり、売上高は前年同期を上回りました。和紙マスキングテープについては、欧州や中国市場に焦点を当て、販売チャネルの構築や製品育成に注力し、売上高は前年同期を上回りました。

これらに加えて為替の円安影響もあり、フィールド全体としての売上高は27億2千6百万円（前年同期比20.4%増）となりました。

以上の結果、テープ事業全体の売上高は248億7千3百万円（前年同期比3.1%増）となりました。また、前連結会計年度から継続して進めてきた価格改定の影響等により、セグメント利益は7億6百万円（前年同期比145.9%増）となりました。

(2) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は10億4千3百万円（無形固定資産への投資を含む）であり、主なものは次のとおりであります。

本社	基幹システム
埼玉工場	製造設備（テープ事業）
安城工場	製造設備（テープ事業）
医薬品安城工場	製造設備（メディカル事業）
ニチバンメディカル株式会社	製造設備及び建屋（メディカル事業）

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

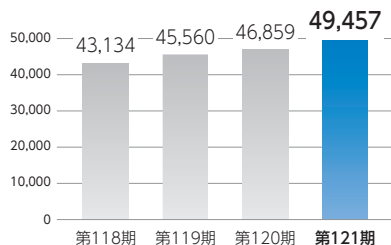
特に記載すべき事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況

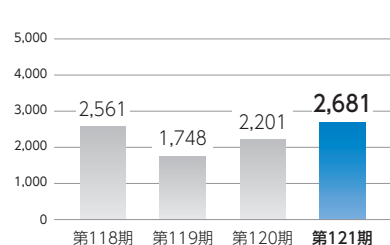
区 分	2021年度 (第118期) 2021年4月1日から 2022年3月31日まで	2022年度 (第119期) 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2023年度 (第120期) 2023年4月1日から 2024年3月31日まで	2024年度 (当連結会計年度) 2024年4月1日から 2025年3月31日まで
売上高	43,134百万円	45,560百万円	46,859百万円	49,457百万円
経常利益	2,561百万円	1,748百万円	2,201百万円	2,681百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	1,809百万円	2,371百万円	1,827百万円	1,959百万円
1株当たり当期純利益	87円34銭	114円67銭	89円00銭	96円26銭
総資産	64,427百万円	69,123百万円	68,039百万円	67,603百万円
純資産	38,961百万円	40,603百万円	41,703百万円	43,187百万円
1株当たり純資産額	1,880円25銭	1,969円94銭	2,049円15銭	2,121円45銭

(注)「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しており、第118期から第120期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、2022年改正会計基準については第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)については第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、当連結会計年度に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。なお、当該会計方針の変更による財産及び損益の状況への影響はありません。

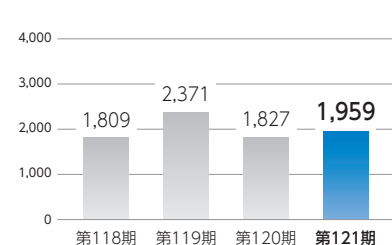
■ 売上高 (単位: 百万円)



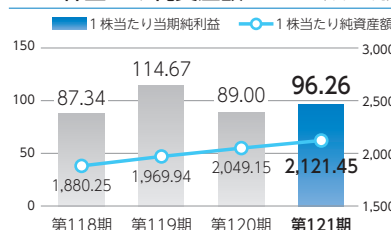
■ 経常利益 (単位: 百万円)



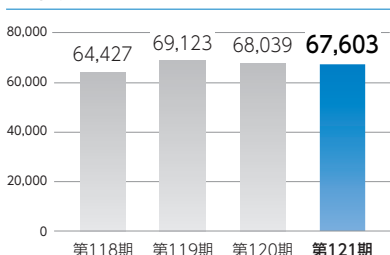
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位: 百万円)



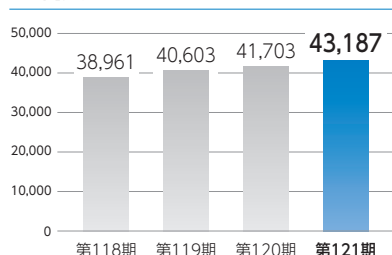
■ 1株当たり当期純利益 (単位: 円)
1株当たり純資産額 (単位: 円)



■ 総資産 (単位: 百万円)



■ 純資産 (単位: 百万円)



(6) 対処すべき課題

今後の日本経済の見通しは、インバウンド需要が底堅く継続する一方で、不安定な国際情勢による景気減速リスクに加え、為替の動向やエネルギー・原材料価格の高止まりによる物価上昇など、当社グループを取り巻く事業環境は予断を許さない状況であります。このような状況のなか、快適な生活を支える価値を創出し続ける企業を目指し、イノベーション創出とグローバル貢献を果たすための事業構造の創造を進めてまいります。2024年度よりスタートした中期経営計画「CREATION 2026」を推進し、重点テーマである「事業ポートフォリオの再構築」「グローバル企業化」「人的資本経営」を実行し、『NICHIBAN GROUP 2030 VISION』実現に向けて取り組んでまいります。

(重点テーマ)

1. 事業ポートフォリオの再構築

ニチバングループの持続的な成長に向けた事業ポートフォリオマネジメントとして、テープ事業セグメントの抜本的な収益改善を実行し、成長事業と新領域へ経営資源を重点的に配分します。

外部環境の変化に伴う原材料やエネルギー価格の高騰、為替変動は利益構造に大きな影響を与えており、テープ事業セグメントにおける収益改善は喫緊の課題です。これに対処するため、不採算製品の黒字化を最優先とし、生産体制の見直しを含むローコストオペレーションを実現するための施策を展開します。

さらに、成長領域であるヘルスケアとグローバル市場へ経営資源を重点的に配分し、医療材分野と工業品分野においては、オープンイノベーションや産官学連携の強化によるアライアンスなどを活用することで、新領域における高付加価値製品の開発と競争優位性の確立を目指してまいります。

2. グローバル企業化

現行の販売3拠点による成長を追求するとともに、中長期ビジョン『NICHIBAN GROUP 2030 VISION』の「2030年度グローバル比率30%」達成に向けた新たな施策を着実に実施し、グループ全体のグローバル企業化を図ります。

グローバル市場においては、販売3拠点を中心にヘルスケア、工業品、医療材の各分野で成長を目指します。また、上海駐在員事務所の成果創出、グローバルサプライチェーンマネジメント(以下SCM)体制の構築、現地での販売・マーケティング力の強化、ローカライズ製品の開発を重視し、本社機能・品質管理・開発機能のグローバル化を推進することで、持続可能な成長と競争力強化を目指してまいります。

3. 人的資本経営

事業ポートフォリオの再構築とグローバル企業化への取り組みによる企業価値向上、そしてステークホルダー価値の創出の基盤となる「人的資本経営」を実践します。

「NICHIBAN GROUP 2030 VISION」の実現に向けて、その基盤となる従業員の健康とエンゲージメントの向上、多様な人財の活躍促進、女性活躍やシニア・障がい者の雇用支援、LGBTQ+への理解増進など、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンを重視した取り組みを実施してまいります。

組織や業界などの様々な壁を「越境」して牽引する次世代リーダーの育成や、新たな人事制度による多様な働き方を実現できる環境の整備などを通じて、社会への貢献と持続的な成長を目指してまいります。

(事業フィールド別の見通し)

① コンシューマー営業統括本部

(ヘルスケアフィールド、ECフィールド、ステーションナリーフィールド)

コンシューマー営業統括本部に含まれる各フィールドでは、顧客の多様な価値観と購買行動・情報アクセスの変化に対応するため、リアルとデジタルの融合に向けた取り組みを強化し、デジタルマーケティングを推進することで、高機能救急絆創膏“ケアリーヴ™”シリーズ、鎮痛消炎剤“ロイヒ”シリーズ、両面テープ“ナイスタック™”シリーズなどの主力製品を中心に、購買機会とシェアの拡大を図ります。

製品開発においては、工業品及び医療材製品の技術をコンシューマー製品へ積極的に活用してまいります。また、環境に配慮した技術や製品の開発を推進し、各フィールドにおける製品の市場展開とブランド強化に注力してまいります。

主力製品である「セロテープ®」については環境配慮製品として位置づけ、テープ事業における原材料やエネルギー価格の高騰による収益性への影響に対しては、継続的なコスト削減により収益改善を図ります。

② 医療材フィールド

医療材フィールドは、医療関連の社会課題である医療安全、感染対策、そして患者さまのQOL（生活の質）向上実現に向けて、止血製品シリーズ“セサブリック™”、低刺激テープ、ドレッシング材、術後ケアシリーズ“アスカブリック™”などの提案を推進してまいります。また、持続可能な医療体制・地域包括ケアシステムへの貢献に向けて、在宅医療や介護現場における製品の展開、褥瘡ケア・圧迫創傷ケアなどの製品開発、産官学連携による新たな価値創出に取り組んでまいります。

③ 工業品フィールド

工業品フィールドは、コンストラクション及びモビリティ分野における新規事業の創出に注力し、産業現場の課題解決に向けて、社内でのスピーディーな開発体制の実現と、産官学連携による新たな価値創出に取り組んでまいります。また、「セロテープ®」は環境配慮製品として、流通・店舗などの業務用ユーザーに向けたSDGs施策を推進し、環境価値を訴求してまいります。

④ グローバルフィールド

グローバルフィールドは、中長期ビジョン『NICHIBAN GROUP 2030 VISION』の「2030年度グローバル比率30%」達成に向けて、現行の販売3拠点による成長を追求してまいります。ヘルスケア製品においては、高機能救急絆創膏“ケアリーヴ™”シリーズでアジアNo.1ブランドの地位確立とシェア拡大施策を実行し、鎮痛消炎剤“ロイヒ”シリーズではグローバル市場に向けた製品の上市を推進します。医療材及び工業品においては、拠点別に受容性の高い製品の探索、市場開拓と育成に注力してまいります。あわせて、上海駐在員事務所の活動強化による市場性の確認、そして販売部門のみならずグローバルSCM体制の構築を軸に全部門のグローバル展開を見据えた体制構築を進めてまいります。

(7) 企業集団の主要な拠点と重要な親会社及び子会社の状況 (2025年3月31日現在)

① 当社の営業所及び工場

本社 : 東京都文京区関口二丁目3番3号**営業拠点**: 札幌オフィス、仙台オフィス、東京オフィス、名古屋オフィス、大阪オフィス、広島オフィス、福岡オフィス**生産拠点**: 埼玉工場、安城工場（愛知県）、医薬品安城工場（愛知県）**研究拠点**: 先端応用研究所（愛知県）

製品設計部（埼玉県）

海外拠点: 上海駐在員事務所

② 子会社

ニチバンプリント株式会社 : 埼玉県日高市大字中沢201番地

ニチバンテクノ株式会社 : 愛知県安城市二本木新町三丁目1番地14

ニチバンメディカル株式会社 : 福岡県朝倉郡筑前町野町字禅門橋1713番地

NICHIBAN (THAILAND) CO.,LTD. : 1803, 18th Fl, 323 United Center, Silom Road, Silom, Bangrak 10500, Bangkok, Thailand

NICHIBAN EUROPE GmbH : Immermannstraße 11, 40210 Düsseldorf, Germany

③ 関連会社

UNION THAI-NICHIBAN CO.,LTD. : 12 Soi Serithai 62 Minburi, Bangkok, 10510 Thailand

株式会社飯洋化工 : 東京都千代田区二番町11番5号

大東化工株式会社 : 岐阜県岐阜市折立364番地1

④ 重要な親会社の状況

該当する事項はありません。

⑤ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)			主要な事業内容
		直接	間接	合計	
ニチバンプリント株式会社	39百万円	94.9	5.1	100	粘着テープ・ラベル・テープ用巻心等の製造販売
ニチバンテクノ株式会社	20百万円	92.5	7.5	100	粘着テープ・テープ用カッター・テープ用巻心等の製造販売
ニチバンメディカル株式会社	70百万円	87.1	12.9	100	医薬部外品・医療機器・医療補助用テープ等の製造販売
NICHIBAN (THAILAND) CO.,LTD.	10百万 バーツ	100.0	0.0	100	当社グループ製品の東南アジア・南アジア・中東地域への販売
NICHIBAN EUROPE GmbH	2万5千 ユーロ	100.0	0.0	100	当社グループ製品のヨーロッパ全域への販売

ネットワーク図

 本社

 営業拠点

札幌オフィス、仙台オフィス、東京オフィス、名古屋オフィス、
大阪オフィス、広島オフィス、福岡オフィス

 生産拠点

埼玉工場、安城工場、医薬品安城工場

 研究拠点

先端応用研究所
製品設計部

 海外拠点

上海駐在員事務所

 子会社

ニチバンプリント株式会社
ニチバンテクノ株式会社
ニチバンメディカル株式会社
NICHIBAN (THAILAND) CO., LTD.
NICHIBAN EUROPE GmbH



(8) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期比
メ デ ィ カ ル 事 業	475 (21) 名	△10 (1) 名
テ ー プ 事 業	429 (86)	△60 (△3)
全 社 (共 通)	367 (26)	71 (1)
合 計	1,271 (133)	1 (△1)

(注) 1. 使用人数は就業者数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門及び研究所等に所属しているものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期比	平均年齢	平均勤続年数
776 (93) 名	5 (△1) 名	43.1歳	19.0年

(注) 使用人数は就業者数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,000 百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,000 百万円

(注) 1. 当社は資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、借入極度額30億円のコミットメントライン契約を取引銀行と締結しております。

2. 当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

(10) 剰余金の配当等の決定に関する方針

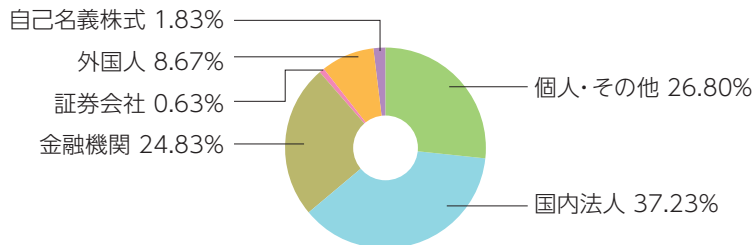
当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最も重要な課題のひとつと認識し、企業体質の強化及び設備投資、コスト競争力向上のための技術開発等の資金需要に備えるために内部留保の充実を図りつつ、安定した配当の実施を基本に、連結ベースの配当性向30%～40%を目処とする業績に連動した配当を行うことを方針としております。

また、当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めておりますが、基本的に期末配当の年1回の配当を行っております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 20,738,006株
 (3) 株主数 19,819名

所有者別株式分布状況



(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
大 鵬 薬 品 工 業 株 式 会 社	6,758,000 株	33.20 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,506,500	7.40
ニ チ バ ン 取 引 先 持 株 会	1,207,400	5.93
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	870,000	4.27
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	870,000	4.27
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	484,162	2.38
あ い お い ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険 株 式 会 社	418,500	2.06
株 式 会 社 り そ な 銀 行	288,500	1.42
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	277,500	1.36
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDP AIF CLIENTS NON TREATY ACCOUNT	268,000	1.32

- (注) 1. 当社は、自己株式を380,530株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 3. 株主名は、2025年3月31日時点での登録名称を表記しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対して交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	6,011 株	4 名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高津敏明	経営全般
専務取締役	酒井寛規	管理担当（兼）CSR担当
取締役	原秀昭	常務執行役員 営業・開発担当（兼）事業戦略本部長
取締役	高橋泰彦	常務執行役員 経営企画室長
取締役	清水與二	
取締役	石原達夫	スプリング法律事務所 代表弁護士
取締役	佐藤彰紘	真和総合法律事務所 パートナー
取締役	真田弘美	石川県立看護大学 学長
常勤監査役	高橋一徳	
常勤監査役	坂本修	
監査役	児玉安司	新星総合法律事務所 代表弁護士 東京医科大学理事
監査役	福田厚	株式会社三陽商会 社外監査役 学校法人埼玉医科大学 監事

- (注) 1. 取締役のうち、清水與二、石原達夫、佐藤彰紘及び真田弘美の4氏は、社外取締役であります。
2. 取締役清水與二氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有するものであります。取締役石原達夫氏及び取締役佐藤彰紘氏は、弁護士として豊富な経験と幅広い見識を有するものであります。取締役真田弘美氏は、医療現場に関する豊富な経験と幅広い見識を有するものであります。また、取締役清水與二、石原達夫、佐藤彰紘及び真田弘美の4氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
3. 監査役のうち、児玉安司及び福田厚の両氏は、社外監査役であります。
4. 監査役児玉安司氏は、弁護士・医師として豊富な経験と幅広い見識を有するものであり、監査役福田厚氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、監査役児玉安司及び福田厚の両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。

当該定款の定めにより、当社と社外取締役である清水與二氏、石原達夫氏、佐藤彰紘氏及び真田弘美氏並びに社外監査役である児玉安司氏及び福田厚氏は、当該契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、各氏が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約により填補することとしております。

当保険契約は被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険会社が補填する契約であり、保険期間を1年として毎年契約更新しております。

・被保険者の範囲

- ① 取締役
- ② 執行役員
- ③ 監査役
- ④ 重要な使用人

被保険者の実質的な保険料負担割合は無く、全額を当社が負担しております。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、

- ・被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する対象事由
- ・被保険者の犯罪行為
- ・法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する対象事由など、保険会社の約款に抵触する場合には補填の対象としないこととしております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その内容は以下のとおりであります。また、当該方針は取締役会にて決定しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、株主総会の決議により報酬限度額を決定する。その体系は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主利益と連動したものとし、個々の取締役の報酬決定については各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬（非金銭報酬含む）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。また、業務執行取締役の報酬には、使用人兼務役員の使用人分給与及び執行役員兼務取締役の執行役員報酬が別途含まれる。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責及び経験に基づき、当社と同程度の事業規模や業種・業態の属する企業の水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、①賞与（短期インセンティブ）と②中長期インセンティブで構成され、それぞれ以下の内容にて計算され、一部又は全部を譲渡制限付株式（非金銭報酬）の割当てを受ける形式で支給する。

① 賞与（短期インセンティブ）

「役位別標準額」と1事業年度の「全社業績係数【連結営業利益額及び連結営業利益率水準に応じて算出した係数】」を掛け合わせた算出結果を支給額とし、金銭支給限度額以下の支給額部分は金銭にて支給し、金銭支給限度額を超えた支給額部分については譲渡制限付株式（非金銭報酬）の割当てを受ける形式で支給する。

② 中長期インセンティブ

対象期間は中期経営計画を踏まえた一定の期間に1回、「役職別基準交付株式数」と「中長期全社業績係数【中長期ビジョン（新製品比率・グローバル比率）及び株式成長率並びにエンゲージメントスコア・CO₂排出量削減スコアの達成度に応じて算出した係数】」を掛け合わせた算出結果を、譲渡制限付株式（非金銭報酬）の割当てを受ける形式で支給する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、上記3にもとづき算定された業績連動報酬の額により決定される。なお、業務執行取締役の種類別の報酬割合については、中期経営計画を踏まえた一定の期間を平均すると基本報酬：短期インセンティブ：中長期インセンティブ＝57：31：12である。＊各業績係数が100%の場合

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、指名・報酬委員会が審議をしたうえで、取締役会に提言をし、取締役会にて決定する。

つきましては、取締役会にて決定される、取締役の個人別の報酬等の内容については、指名・報酬委員会において、当該報酬が決定方針に沿うものであるかも含めて審議しており、取締役会としてもその答申を尊重し、以上の決定方針に沿う内容であると判断しております。

なお、指名・報酬委員会は、取締役会の決議によって選定された3名以上の取締役で構成し、その過半数は独立社外取締役としております。また、本委員会の委員長は、独立社外取締役である委員のなかから取締役会の決議によって選定しております。

（指名・報酬委員会の委員長、構成員の氏名）

委員長	社外取締役	清水	與二
	社外取締役	石原	達夫、佐藤 彰紘
	代表取締役社長	高津	敏明
	専務取締役	酒井	寛規
事務局	上席執行役員	藤川	智

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第103回定時株主総会において取締役については年額240百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査役については年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名、監査役の員数は4名です。

また、2022年6月28日開催の第118回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額も、上記の報酬限度額の範囲内にて、新たに譲渡制限付株式を報酬等として割り当てることを決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名、監査役の員数は4名です。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員 の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬		
			金銭報酬	非金銭報酬	
取締役 （うち社外取締役）	138 (30)	91 (30)	31 (―)	15 (―)	8 (4)
監査役 （うち社外監査役）	42 (10)	42 (10)	―	―	5 (2)

(注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 報酬等の総額には、当事業年度中に役員賞与引当金及び株式給付引当金として費用処理した役員賞与47百万円（取締役4名に対し47百万円）が含まれております。役員賞与は当事業年度末における支給見込額を、株式給付引当金は当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

3. 業績連動報酬は、役位及び業績を測る指標の達成状況等に応じて支給します。また、業績を測る指標には、当社グループの重要なKPIである「連結営業利益額」と「連結営業利益率」、中長期ビジョン達成に直結する指標である「新製品比率」、「グローバル比率」、「株式成長率」、「エンゲージメントスコア」及び「CO₂排出量削減」を選定しております。なお、「グローバル比率」は「グローバルフィールド」の売上高を使用して計算しており、当該売上高には本邦の外部顧客への売上高が含まれております。

当連結会計年度における業績連動報酬に係る指標の実績は以下のとおりです。

業績指標	実績
連結営業利益額	2,586百万円
連結営業利益率	5.2%
新製品比率	10.7%
グローバル比率	10.5%
株式成長率	114.3%
エンゲージメントスコア	50.7
CO ₂ 排出量削減（2013年度比）＊2023年度実績	36.6%

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役 清水與二

1. 重要な兼職先と当社との関係

なし

2. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況

出席率は100%（15回中15回）であります。

(イ) 発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

主に企業経営者として豊富な経験、実績、見識を有しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

取締役 石原達夫

1. 重要な兼職先と当社との関係

スプリング法律事務所代表弁護士であります。当社と当該他の法人等との関係で記載すべき事項はありません。

2. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況

出席率は100%（15回中15回）であります。

(イ) 発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

主に弁護士として培ってきた豊富な経験と見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

取締役 佐藤彰紘

1. 重要な兼職先と当社との関係

真和総合法律事務所パートナーであります。当社と当該他の法人等との関係で記載すべき事項はありません。

2. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況

出席率は100%（15回中15回）であります。

(イ) 発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

主に弁護士として培ってきた豊富な経験と見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

取締役 真田弘美

1. 重要な兼職先と当社との関係

石川県立看護大学学長であります。当社と当該他の法人等との関係で記載すべき事項はありません。

2. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況

出席率は100%（15回中15回）であります。

(イ) 発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

主に医療現場に関する豊富な経験と幅広い見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

② 監査役 児玉安司

1. 重要な兼職先と当社との関係

新星総合法律事務所代表弁護士であり、東京医科大学理事であります。当社と当該他の法人等との関係で記載すべき事項はありません。

2. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況

出席率は100%（15回中15回）であります。

(イ) 監査役会への出席状況

出席率は86.67%（15回中13回）であります。

(ウ) 取締役会及び監査役会における発言の状況

弁護士並びに医師としての豊富な経験、実績、見識を有しており、当社の経営陣から独立した客観的な立場にて取締役の意思決定の過程や業務執行状況を適切に監査するとともに、必要な発言を適宜行っております。

監査役 福田厚

1. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社三陽商会の社外監査役であり、学校法人埼玉医科大学 監事であります。当社と当該他の法人等との関係で記載すべき事項はありません。

2. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況

出席率は100%（15回中15回）であります。

(イ) 監査役会への出席状況

出席率は100%（15回中15回）であります。

(ウ) 取締役会及び監査役会における発言の状況

企業会計並びに会計監査に関する豊富な経験、実績、見識を有しており、当社の経営陣から独立した客観的な立場にて取締役の意思決定の過程や業務執行状況を適切に監査するとともに、必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	56 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	56 百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠並びに当事業年度の会計監査人の監査計画の内容及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項及び同条第2項の同意を行っております。
2. 当社の在外子会社は、当社の会計監査人以外の監査を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

(5) 補償契約の内容の概要

該当する事項はありません。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に係る議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化及び株主共同の利益の拡大に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な防衛策は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	39,756	流動負債	17,040
現金及び預金	14,663	支払手形及び買掛金	4,516
受取手形	360	電子記録債務	6,828
電子記録債権	6,200	リース債務	44
売掛金	8,602	未払金	777
商品及び製品	5,629	未払費用	1,370
仕掛品	2,044	未払法人税等	705
原材料及び貯蔵品	1,793	契約負債	20
その他	465	資産除去債務	120
貸倒引当金	△1	賞与引当金	1,191
固定資産	27,846	役員賞与引当金	55
有形固定資産	20,943	設備関係支払手形	11
建物及び構築物	10,041	営業外電子記録債務	296
機械装置及び運搬具	8,038	返金負債	1,003
土地	2,207	その他	97
リース資産	116	固定負債	7,375
建設仮勘定	37	長期借入金	2,000
その他	501	リース債務	80
無形固定資産	648	役員退職慰労引当金	27
ソフトウェア	616	株式給付引当金	18
その他	31	退職給付に係る負債	1,771
投資その他の資産	6,254	長期預り保証金	2,995
投資有価証券	2,889	資産除去債務	482
退職給付に係る資産	1,421	負債合計	24,415
繰延税金資産	1,296	(純資産の部)	
その他	647	株主資本	41,477
		資本金	5,451
		資本剰余金	4,188
		利益剰余金	32,480
		自己株式	△642
		その他の包括利益累計額	1,709
		その他有価証券評価差額金	395
		為替換算調整勘定	203
		退職給付に係る調整累計額	1,111
		純資産合計	43,187
資産合計	67,603	負債・純資産合計	67,603

連結損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		49,457
売上原価		34,555
売上総利益		14,902
販売費及び一般管理費		12,315
営業利益		2,586
営業外収益		
受取利息及び配当金	51	
為替差益	7	
持分法による投資利益	125	
投資有価証券売却益	53	
その他	101	339
営業外費用		
支払利息	39	
支払手数料	6	
固定資産除却損	42	
固定資産撤去費用	136	
その他	18	244
経常利益		2,681
特別損失		
減損損失	53	53
税金等調整前当期純利益		2,628
法人税、住民税及び事業税	848	
法人税等調整額	△179	668
当期純利益		1,959
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		1,959

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位: 百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
流動資産	35,518	流動負債	14,285
現金及び預金	12,169	支払手形	18
受取手形	315	電子記録債務	6,493
電子記録債権	6,159	買掛金	2,393
売掛金	8,675	リース債務	6
商品及び製品	4,888	未払金	471
仕掛品	1,209	未払費用	994
原材料及び貯蔵品	1,200	未払法人税等	466
関係会社短期貸付金	495	契約負債	11
前払費用	234	資産除去債務	120
未収入金	148	預り金	42
その他	24	賞与引当金	839
貸倒引当金	△1	役員賞与引当金	31
固定資産	18,435	営業外電子記録債務	282
有形固定資産	13,647	返金負債	1,003
建物	5,366	関係会社短期借入金	1,100
構築物	810	その他	8
機械及び装置	4,933	固定負債	6,166
車両運搬具	25	長期借入金	2,000
工具、器具及び備品	447	リース債務	16
土地	2,005	退職給付引当金	699
リース資産	24	役員退職慰労引当金	1
建設仮勘定	33	株式給付引当金	18
無形固定資産	639	長期預り保証金	2,983
ソフトウェア	608	資産除去債務	446
その他	30	負債合計	20,452
投資その他の資産	4,149	(純資産の部)	
投資有価証券	1,484	株主資本	33,109
関係会社株式	436	資本金	5,451
関係会社長期貸付金	360	資本剰余金	4,188
繰延税金資産	1,069	資本準備金	4,186
差入保証金	549	その他資本剰余金	1
長期前払費用	6	利益剰余金	24,112
前払年金費用	214	利益準備金	744
その他	29	その他利益剰余金	23,368
		別途積立金	18,754
		固定資産圧縮積立金	288
		繰越利益剰余金	4,325
		自己株式	△642
		評価・換算差額等	392
		その他有価証券評価差額金	392
		純資産合計	33,502
資産合計	53,954	負債純資産合計	53,954

損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		46,937
売上原価		33,713
売上総利益		13,224
販売費及び一般管理費		11,459
営業利益		1,764
営業外収益		
受取利息及び配当金	419	
受取賃貸料	115	
その他	102	637
営業外費用		
支払利息	42	
支払手数料	6	
貸与資産減価償却費	13	
固定資産除却損	40	
固定資産撤去費用	124	
為替差損	4	
その他	31	263
経常利益		2,138
特別損失		
減損損失	53	53
税引前当期純利益		2,084
法人税、住民税及び事業税	561	
法人税等調整額	△101	459
当期純利益		1,625

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月18日

ニチバン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 博 貴
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 福 井 聡
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニチバン株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニチバン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月18日

ニチバン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 博 貴
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 福 井 聡
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニチバン株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第121期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第121期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号イの基本方針）については、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

ニチバン株式会社 監査役会

常勤監査役	高橋一徳	㊟
常勤監査役	坂本修	㊟
監査役	児玉安司	㊟
監査役	福田厚	㊟

(注) 監査役のうち、児玉安司、福田厚は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

CREATION 2026 重点テーマ 2024年度実施内容

CREATION 2026

01



事業ポートフォリオの再構築

(1) テープ事業セグメントの抜本的収益改善

全社連携による収益性改善施策を推進しました。
円安の影響で原材料が価格高騰しているものの、「セロテープ®」等の販売価格改定による効果と生産部門による生産関連施策の着実な実施により利益性が改善しました。

(2) 成長事業と新領域へ経営資源を重点配分

ヘルスケア重点品目の「ケアリーヴ™」は積極的なPR活動などで売上げが伸張しました。
「ロイヒつぼ膏™」の販売価格改定を実施しました。
イノベーション創出・新製品開発については、重点分野での産官学・産産学での新規領域連携案件が増加しました。

02



グローバル企業化

(1) 販売3拠点の成長追求

日本・タイ・ドイツの販売3拠点で、「ケアリーヴ™」などの重点品目を中心とした販売好調により連結ベースで売上が大幅に伸張しました。

(2) グループ全体のグローバル企業化の推進

7月に設立した上海駐在員事務所では、今後の各重点フィールドでの事業拡大に向けた具体的な協議を全社関連部署連携で推進しました。

03



人的資本経営

(1) ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進

性的マイノリティへの理解増進策の一環としてLGBTQ研修を管理職・一般職に実施しました。

(2) 自己変革し成長する自律的人財の育成

次世代経営層育成プログラムとして、グローバル経営人財育成関連を含むミドル管理職層対象の「経営塾」と、部長層及び部長候補者を対象とした「部長経営塾」を実施しました。

(3) 従業員の健康とエンゲージメントの向上

経済産業省と日本健康会議が主催する健康経営優良法人認定制度において大規模法人部門「健康経営優良法人」に3年連続で認定されました。
2024年度エンゲージメントサーベイ結果：スコア50ポイント超達成（対前年+3.9ポイント） 重点施策として部長層・組織長向け心理的安全性研修を実施しました。

(4) 新人事制度の導入

新人事制度の導入に向けた準備を完了し、2025年4月1日より運用開始しました。

財務数値目標達成状況 (連結)

	CREATION 2026				
	2024年度		2025年度		2026年度
	目標	結果	目標	予想	目標
売上高(億円)	486	494	500	515	530
営業利益(億円)	24	25	32	30	45
経常利益(億円)	25	26	33	31	46
当期純利益(億円)	19	19	25	20	35
ROE	—	4.6%	—	—	8%以上
グローバル比率	—	10.5%	—	—	15%
新製品比率	—	10.7%	—	—	15%

主な非財務数値目標

	CREATION 2026			
	2024年度(結果)		2026年度	備考
女性管理職	12.5%	▶▶▶	15%	・連結
エンゲージメントスコア	50.7	▶▶▶	50	・単体
年次有給取得率	76.3%	▶▶▶	70%	・連結
CO ₂ 排出量削減率(2013年度比)	36.6%	▶▶▶	35%	・連結 ・2024年度数値は2023年度実績

新製品



自着包帯「くつつくバンデージ NL™」



使用イメージ

お客様の声を製品化

自着包帯「くつつくバンデージ™」は包帯同士を重ねて巻くだけで簡単にくつつき、皮膚や衣類にはつかないので、止血補助材として多くの医療施設でご使用いただいています。

医療施設の要望に応じて開発した本製品は、天然ゴムラテックス不使用、粘着剤に合成ゴムを使用しているため、どなたでもアレルギーを気にせずに使用できます。

伝統工法で手作り

南部鉄の重量感や安定感はそのままだけに、伝統の工法で、職人の手で一つひとつ作られた、インテリアになじむデザインです。シンプルな中にも曲線をあしらい、優美さ、やさしさを表現しました。カッター部分には、切り口まっすぐの凹凸の少ない刃を使用しています。

南部鉄製ならではの色合いの変化を楽しみながら、次世代まで永く使える、後世へと受け継いでゆけるテープカッターです。



「テープカッター大巻用南部大型」

製品を通じた環境への取り組み 各種受賞

第25回 グリーン購入大賞 優秀賞

「セロテープ®」はグリーン購入大賞優秀賞（大企業部門）を受賞し、環境配慮への取り組みが評価されました。

第25回 グリーン購入大賞
優秀賞受賞



第53回 日経MJ広告賞 優秀賞

「セロテープ®」の新聞広告は、日経MJ広告賞を5回連続受賞するなど、内容も高く評価されました。



グッドデザイン・ロングライフデザイン賞受賞

1966年発売の「ナイスタック™」はグッドデザイン・ロングライフデザイン賞を受賞し、その機能性とデザインの永続性が認められました。



株主メモ

事業年度	毎年4月1日～翌年3月31日
剰余金の 配当基準日	3月31日 (中間配当を行う場合は9月30日)
定時株主総会	毎年6月下旬
単元株式数	100株
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
公告方法	電子公告 (https://www.nichiban.co.jp/) ただし、やむを得ない事由によって、 電子公告による公告をすることがで きない場合には、日本経済新聞に掲 載して行います。

	証券会社等に 口座をお持ちの場合	特別口座の場合
お問合せ先	お取引の証券会社 になります。	みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 フリーダイヤル 0120-288-324
お取扱店		みずほ信託銀行株式会社 本店及び全国各支店
	未払配当金のみ、株式会社みずほ銀行 全国本支店でもお取扱い いたします。	
ご注意	未払配当金の支払、 支払明細発行につい ては、右の「特別口 座の場合」のお問合 せ先までご連絡くだ さい。	単元未満株式の買取以外の株式 売買はできません。 電子化前に名義書換を失念して お手元に他人名義の株券がある 場合は至急ご連絡ください。

<株主総会資料の電子提供制度（書面交付請求）についてのお問合せ先>
みずほ信託銀行株式会社 電子提供制度専用ダイヤル 0120-524-324

株主優待制度について

【目的】

株主の皆様のご支援に感謝するとともに、当社製品に対する一層のご理解とご愛顧をいただき当社株式への投資魅力を高め、中長期的に当社株式を保有していただける株主様の増加促進を図ることを目的としております。

【内容】

- ①**対象となる株主様**／毎年9月末の当社株主名簿に記載された株主様のうち、1単元（100株）以上保有かつ6ヵ月以上継続保有*の株主様を対象といたします。
※継続保有：割当基準日（9月末日）と、その6ヵ月前である同年の3月末日に、同一株主番号にて連続して株主名簿に記載された状態
- ②**贈呈内容**／年1回、対象株主様お1人につき3,500円相当の当社新製品を中心とした「製品詰め合わせ」を贈呈させていただきます。
- ③**贈呈時期**／毎年11月中旬頃を予定しております。

贈呈内容の例



株主総会会場ご案内図

ホテル椿山荘東京 バンケット棟1階「胡蝶」

東京都文京区関口二丁目10番8号 TEL:03-3943-1111 (代表)



交通の ご案内

徒歩(地下鉄をご利用)の場合

東京メトロ有楽町線

「江戸川橋」駅

1a出口より徒歩10分

神田川沿いの冠木門は閉門中ですので、正面入口からお入りください。

バスをご利用の場合

JR山手線「目白」駅改札前の横断歩道を渡り、左手都バス「目白駅前」より新宿西口行き、又は右手都バス「川村学園前」よりホテル椿山荘東京行き・新宿西口行きにて「ホテル椿山荘東京前」下車

東京メトロ有楽町線「江戸川橋」駅1a出口前の江戸川橋を渡り、「江戸川公園」より文京区コミュニティバス「Bーぐる」にて「ホテル椿山荘東京」下車

ニチバン株式会社

〒112-8663

東京都文京区関口二丁目3番3号

電話：(03)5978-5601

FAX：(03)5978-5620

ニチバンに関する情報は

ホームページで

ご覧いただけます。

<https://www.nichiban.co.jp/>

UD
FONT

VEGETABLE
OIL INK

第121回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制の概要及び当該体制の運用状況の概要
連結株主資本等変動計算書
連結株主資本等変動計算書表
個別注記表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

ニチバン株式会社

業務の適正を確保するための体制の概要及び当該体制の運用状況の概要

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社長を委員長とする内部統制委員会の設置による内部統制システムの構築・運営体制の整備
- ② 「内部監査規則」等に基づき、内部監査室が実施する、取締役及び使用人の職務執行の法令・定款違反等に対する監査体制の整備
- ③ 社内担当者、監査役会議長及び社外の顧問弁護士を直接の情報受領者とする「ニチバングループ倫理違反相談窓口」の設置及び通報者に対する不利益取り扱い禁止を明記した「内部通報規則」の整備

<上記体制の運用状況>

内部統制委員会は、内部統制システムの体制整備、運用状況の確認等、必要な措置をとっております。

内部監査室は、定期的に監査を行い、法令・定款違反等の業務執行行為を発見した場合、当社代表取締役社長及び監査役に報告しております。

また、「ニチバングループ倫理違反相談窓口」を設置し、法令・定款及び社内規程違反、又はそのおそれのある事実の早期発見に努めております。

また、通報者の不利益取り扱いを禁止した「内部通報規則」を定め、通報者の保護と通報制度の実効性を確保しております。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「取締役会規則」等に基づく、株主総会議事録、取締役会議事録等、重要情報の保存・管理体制の整備

<上記体制の運用状況>

取締役会を含む重要な会議の内容については、「取締役会規則」等の各会議の規則に基づき、文書又は電磁的媒体に記録保存、管理しております。

また、「職務権限基準規則」に基づく決裁事項、その他の取締役の職務執行に係る情報については、「決裁手続規則」に基づき、文書又は電磁的媒体に記録保存、管理しております。

なお、必要に応じて管理体制の見直し、規則の整備を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規則その他の体制

- ① 「リスク管理規則」に基づく損失の危険の全社的な管理や対応に対するリスク管理体制の整備
- ② 「リスク管理規則」に基づく個々の損失（品質、財務等）の危険に対するリスク管理体制の整備
- ③ 事業継続計画（BCP）に基づく速やかな緊急対策本部の設置並びに損失の極小化及び復旧に向けた対応の整備

＜上記体制の運用状況＞

総務担当部署が総括的に担当し、全社的なリスク管理体制の構築、規則類の整備、運用状況の確認、情報の適切な伝達等及び全社総括部署として必要な措置を講じております。

当社サプライチェーン本部長を委員長とする「BCP委員会」を年2回開催し、想定されるリスク及び発生したリスクに対応するとともに、リスクに関する情報共有及び管理を徹底しております。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会による取締役の職務執行の監督、経営戦略会による経営活動の迅速化、効率化及び経営執行会議による取締役会の機能の強化
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行についての規定の整備

＜上記体制の運用状況＞

当社取締役会は、社外取締役4名を含む8名の取締役で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。毎月1回開催し、必要に応じて適宜臨時に開催しております。当事業年度においては、取締役会は15回開催し、重要事項の決定や各取締役からの業務報告などが行われ、社外取締役や監査役を交え、審議しております。また、当社代表取締役を議長とする経営戦略会を月2回開催し、経営の基本戦略、方針及び諸施策を事前に議論し、経営活動の迅速化と効率化を推進しております。さらに取締役会の機能をより強化するために、経営執行会議を毎月1回開催し、業務執行に関する基本的な事項及び重要事項の確認を行っております。

なお、取締役会の決定に基づく業務執行は、責任者、責任範囲及び手続を規定した「組織規則」、「職務権限規則」及び「決裁手続規則」に従い行っております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社の自主性を尊重したうえで、経営状況を把握するための経営執行会議による定期的な事業報告体制の構築
- ② グループ全体の業務の整合性確保と効率的な遂行のための規程の整備
- ③ グループ会社監査役連絡会を通じ、監査役が実施する、各子会社の内部統制の整備及び運用状況の監査体制の整備
- ④ 「内部監査規則」等に基づき、内部監査室が実施する、各子会社の法令・定款違反等に対する監査体制の整備

<上記体制の運用状況>

各子会社社長は経営執行会議にて定期的な事業報告を行っております。また、当社取締役会は、各子会社の経営の自主性を尊重するとともに、当社グループ全体の業務の整合性の確保と効率的な遂行を図るため、「グループ会社管理規則」を整備し、各子会社の財産及び損益に多大な影響を及ぼすと判断する重要案件については、事前協議を行っております。

当社は、各子会社に関してもコンプライアンスの確保、会計基準の同一性の確保等を図るため「グループ会社管理規則」に従って管理を行っております。また、半期に1回当社代表取締役を議長とするグループ会社社長連絡会議を開催し、各子会社は必要な報告を行っております。

監査役は、定期的に（年4回）グループ会社監査役連絡会を開催し、各子会社の内部統制の整備及び運用状況を監視しております。また、各子会社取締役にヒアリングを行い、業務執行状況を確認しております。

内部監査室は「内部監査規則」等に基づき各子会社を監査し、法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見されたときには、直ちに発見された内容及び当社への影響等について、当該子会社、当社代表取締役及び監査役に通報しております。

(6) 監査役職務を補助する使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役より職務補助の要請がある場合の職務補助使用人の取締役からの独立性確保に向けた体制の整備

<上記体制の運用状況>

監査役より職務補助の要請があるときには、要請内容を尊重し、経理、総務等関係部署の使用人に監査役の職務を補助させることとしております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役による重要な会議への出席と監査役に対する迅速かつ有効な報告体制の整備
- ② 監査役と内部監査部門との緊密な連携に基づく効率的な監査体制の整備
- ③ 監査役による外部専門家を利用した監査体制の整備

<上記体制の運用状況>

監査役は、取締役会、経営戦略会、経営執行会議、事業戦略会議及びグループ会社社長連絡会議等の会議に出席し、経営状態・意思決定プロセスを常にチェックしております。

監査役に対しては、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、予め取締役と協議して定めた監査役会に対する報告事項等について、迅速かつ有効に報告がなされる体制を運用しております。

監査役は、内部監査室より内部監査に関わる状況とその監査結果の報告を受け、必要に応じて調査を求めています。

監査役は、必要に応じ、会計監査人・弁護士等に相談することができ、その他監査役の職務の執行について生ずる費用の前払、又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用等は、会社が負担しております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と会計監査人、内部監査室との連携体制の整備と「コンプライアンス規則」に基づく取締役及び使用人から監査役への報告体制の整備

<上記体制の運用状況>

当社の取締役及び使用人は、監査役からその職務執行に関する事項の説明を求められた場合、又はコンプライアンス違反事項を確認した場合、速やかに監査役へ報告を行っております。

監査役は、監査の実効性を高めるため、必要に応じ、監査役、会計監査人、内部監査室と連携しております。また、当社の取締役及び使用人に対しては、監査役からその職務執行に関する事項の説明を求められた場合、又はコンプライアンス違反事項を認識した場合、速やかに監査役へ報告を行うよう、社内規程及び社内向けWebネットワークに掲載し、周知徹底しております。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループの反社会的勢力排除体制とその取り組み

<上記体制の運用状況>

当社グループは、反社会的勢力排除を目的とした公益社団法人より、反社会的勢力の近時の動向について情報収集を行うとともに、所轄警察署や近隣企業、顧問弁護士との連携を強化し、情報収集に努めております。なお、当社グループの行動の手引きである「ニチバングループ行動ハンドブック」に、反社会的勢力を排除する旨を明記し、日常の企業活動を行ううえですべての取締役・使用人が実践するよう周知徹底しております。

連結株主資本等変動計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,451	4,186	31,233	△652	40,219
当期変動額					
剰余金の配当			△712		△712
親会社株主に帰属する当期純利益			1,959		1,959
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		1		10	11
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計		1	1,247	9	1,258
当期末残高	5,451	4,188	32,480	△642	41,477

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	362	81	1,040	1,484	41,703
当期変動額					
剰余金の配当					△712
親会社株主に帰属する当期純利益					1,959
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					11
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	33	121	71	225	225
当期変動額合計	33	121	71	225	1,484
当期末残高	395	203	1,111	1,709	43,187

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 5 社
- ・連結子会社の名称
 - ニチバンプリント株式会社
 - ニチバンテクノ株式会社
 - ニチバンメディカル株式会社
 - NICHIBAN (THAILAND) CO.,LTD.
 - NICHIBAN EUROPE GmbH

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数及び会社等の名称

- ・持分法適用の関連会社の数 3 社
- ・関連会社の名称
 - UNION THAI-NICHIBAN CO.,LTD.
 - 株式会社飯洋化工
 - 大東化工株式会社

② 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、NICHIBAN (THAILAND) CO.,LTD.及びNICHIBAN EUROPE GmbHの決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ・有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

- ・棚卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	15年～38年
---------	---------

機械装置及び運搬具	12年
-----------	-----

- ・無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ・リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- ・貸倒引当金

売上債権及び貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を検討し、当連結会計年度末における回収不能見込額を計上しております。

- ・賞与引当金

従業員賞与の支出に備えて、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

- ・役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

- ・役員退職慰労引当金

当社及び国内連結子会社3社にて、役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、当社は2009年6月開催の定時株主総会において、また連結子会社は2020年6月開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止を決議いたしました。これに伴い、制度の廃止に伴う打ち切り日までの在任期間に対応する退職慰労金として、従来の役員退職慰労金規則に基づいて、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

- ・株式給付引当金

株式報酬規程に基づく当社役員及び当社従業員への株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

・小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループの商品及び製品は、メディカル事業の大衆薬市場及び医療機関向け医療材料市場向けの絆創膏等、テープ事業の文具事務用品市場及び産業用テープ市場向けの粘着テープ等であり、当社の販売先は、販売代理店となり、小売店等を通じて最終消費者に販売されることとなります。

商品及び製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客（販売代理店）との販売契約に基づいて商品及び製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務を充足した後の通常の支払期限は、概ね3～4ヵ月以内であります。また、当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）等は以下のとおりです。

・国内販売における収益認識時点

国内販売において、当該履行義務は、商品及び製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

・海外販売における収益認識時点

海外販売において、当該履行義務は、インコタームズで定められた貿易条件に基づき危険負担が顧客に移転した一時点において、顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、収益を認識しております。

・返品権付きの販売

季節性のある商品及び製品の入れ替え時等の小売店等の製品ラインナップの変更時に、小売店等から販売代理店を通じ、当社グループの商品及び製品の返品を受け入れる商習慣があります。返品権付きの販売については、将来の返品に伴う損失に備えるため、返品されると見込まれる商品及び製品については、変動対価に関する定めに従って、販売時に収益を認識せず、取引対価の変動部分の額を見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めることとしております。なお、変動対価の見積額は、過去の売上高と返品実績額に基づく最頻値法による方法を用いて算定しております。

- ・ 特売費及び売上割戻し

期間、量及び金額など様々な契約条件（算定根拠）に基づき、販売代理店に対して特売費（リベート）及び売上割戻しを支払うことがあります。

これらは、商品及び製品の販売量等の一定の目標の達成等を条件としたリベートであり、個別の作戦計画に基づくリベートが特売費、基本契約に基づくリベートが売上割戻しとなります。

販売量等を条件とした特売費（リベート）の支払いに備えるため、特売費（リベート）の支払いが見込まれる商品及び製品については、変動対価に関する定めに従って、販売時に収益を認識せず、取引対価の変動部分の額を見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めることとしております。

なお、特売費（リベート）にかかる変動対価の見積額は、過去の売上高と特売費（リベート）の実績額に基づく最頻値法による方法を用いて算定しております。

売上割戻しは、当連結会計年度末において販売代理店への支払額が確定しており、対象期間に対応して算定される当該支払額を収益から減額しております。

- ・ 販売後に発生する売上値引

販売代理店の小売店に対する販売実績等に基づき、当社グループの商品及び製品の販売後に販売代理店に対して売上値引を行う商習慣があります。

当社は、当社グループの商品及び製品の販売後に発生が見込まれる販売代理店に対する売上値引に備えるため、販売後に発生する売上値引の支払いが見込まれる商品及び製品については、変動対価に関する定めに従って、販売時に収益を認識せず、取引対価の変動部分の額を見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めることとしております。

なお、販売後に発生する売上値引にかかる変動対価の見積額は、過去の売上高と販売後に発生する売上値引の実績額に基づく最頻値法による方法を用いて算定しております。

2025年3月31日現在、予想される売上値引に関して294百万円を対価である売掛金から控除して表示しております。

当社は、多額の売上値引額の発生が見込まれる販売代理店に関しては、販売代理店から入手した値引明細に基づき、販売代理店別に売上値引の見込額を算定しております。また、その他の販売代理店に関しては、売上高に対する予想値引率に基づき、売上値引の見込額を算定しております。その他の販売代理店に関する予想値引率は、フィールド別の過去の値引データを基礎としております。

- ・ 売上割引

商品及び製品にかかる債権について、販売代理店が決められた期日より前に支払った場合に、債権金額の一部を免除する売上割引に備えるため、売上割引が見込まれる商品及び製品については、変動対価に関する定めに従って、販売時に収益を認識せず、取引対価の変動部分の額を見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めることとしております。

なお、売上割引にかかる変動対価の見積額は、過去の売上高と売上割引の実績額に基づく最頻値法による方法を用いて算定しております。

- ・有償支給取引

当社グループが、対価と交換に原材料等（以下「支給品」という）を外部（以下「支給先」という）に譲渡し、支給先における加工後、当該支給先から当該支給品（加工された製品に組み込まれている場合を含む。以下同じ）を購入する場合があります（以下「有償支給取引」という）。

有償支給取引について、支給先から支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しないこととしております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

- ・ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、金利スワップの特例処理の要件を満たすため、特例処理により行っております。

- ・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	金利スワップ
ヘッジ対象	特定借入金の支払金利

- ・ヘッジ方針

金利変動による支払金利の増加リスクを減殺する目的で行っております。

- ・ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

（固定資産の減損）

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社のテープ事業における固定資産	6,792百万円
有形固定資産	6,770百万円
無形固定資産	22百万円
減損損失	－百万円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、原則として各事業（メディカル事業とテープ事業）を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位としてグルーピングしており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

固定資産のうち減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当連結会計年度において、テープ事業は原材料価格の高騰等により収益性が低下したため、減損の兆候があると判断しておりますが、減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識しておりません。

割引前将来キャッシュ・フローの総額は、当該資産グループの継続的使用によって生じる将来キャッシュ・フロー及び使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの見積りによって算定しております。将来キャッシュ・フローを見積る期間は、資産グループ中の主要な資産の経済的残存使用年数（9年）とし、主要な資産は資産グループの将来キャッシュ・フロー生成能力にとって最も重要な構成資産である「機械及び装置」としてしております。

当該資産グループの継続的使用によって生じる将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会によって承認された事業計画に基づいて算定しております。また、使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの見積りは主として外部の評価専門家による不動産鑑定評価額を基礎とした正味売却価額等により算定しております。

② 主要な仮定

上記の割引前将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、テープ事業計画の基礎となる売上高成長率、及び不動産鑑定評価における取引事例比較法による比準価格と収益還元法による収益価格であります。売上高成長率は、過去からの需要動向の推移や市場予測、市場価格に加え、価格改定、販売拡大、及び新製品上市といった収支改善施策等を勘案した仮定に基づいております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの見積りにおいて用いた主要な仮定に変更が生じることにより、結果として将来キャッシュ・フローが減少した場合には、翌連結会計年度において固定資産の減損損失を認識する可能性があります。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

（有形固定資産の耐用年数と資産除去債務の見積りの変更）

当社グループは、2024年度よりスタートした中期経営計画「CREATION 2026」の中でテープ事業セグメントの抜本的収益改善を掲げております。これに基づくグループ全体での最適生産体制構築及び生産分担再編を目的として、当社は、当連結会計年度において、埼玉工場及び安城工場における塗工設備の一部について生産停止（埼玉工場の同設備は2026年3月、安城工場の同設備は2025年3月をもっての生産停止）を決定しております。これに伴い、当連結会計年度において、同設備の耐用年数を残存使用見込期間まで短縮し、将来にわたり変更しております。

また、当社は、2024年6月10日開催の取締役会において本社及び東京オフィス移転の決議をしたことに伴い、当連結会計年度において、移転後利用見込みのない固定資産の耐用年数を残存使用見込期間まで短縮し、将来にわたり変更しております。加えて、不動産賃貸契約に基づく原状回復に係る費用については、当連結会計年度において、履行時期を見直し、移転日までの期間で資産除去債務の費用計上完了するようにその見積りを変更しております。

これらの影響により、従来の方と比べて、当連結会計年度の減価償却費等が2億3千2百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が1億9千6百万円減少しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	138百万円
土地	534百万円
計	672百万円

② 担保に係る債務

長期借入金	600百万円
-------	--------

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	41,908百万円
----------------	-----------

(3) 貸出コミットメント

提出会社は、資金調達の柔軟性及び機動性を確保するため、取引銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。

この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	3,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	3,000百万円

6. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度以降に上市を予定していた一部の新製品について、当連結会計年度に上市の見通しが不透明となり、開発の再開が未定であることから開発中断を決定いたしました。当該減損損失はこれにより認識したものであり、内容は以下のとおりであります。

場所	用途	セグメント	種類	減損損失（百万円）
医薬品安城工場 (愛知県安城市)	医薬品類の製造設備	メディカル事業	建設仮勘定	53

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末日における発行済株式の総数
普通株式 20,738,006株
- (2) 配当に関する事項
- ① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	712	35	2024年3月31日	2024年6月27日
計	—	712	—	—	—

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
2025年6月26日開催予定の第121回定時株主総会において次のとおり付議いたします。
- ・ 配当金の総額 712百万円
 - ・ 配当の原資 利益剰余金
 - ・ 1株当たり配当額 35円
 - ・ 基準日 2025年3月31日
 - ・ 効力発生日 2025年6月27日

8. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先管理基準に沿ってリスク低減を図っております。また海外で事業を行うに当たり生じる外貨建ての営業債権は、同一通貨建ての仕入により在庫とした商品の販売に係るものであります。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式、社債等であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を確認し、保有状況を見直しております。

未払金、設備関係支払手形、営業外電子記録債務及び営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は1年以内の支払期日であります。また、買掛金の一部は外貨建てにより生じており、為替の変動リスクに晒されておりますが、上記の外貨建ての営業債権の原価となる商品に係る買掛金については、同一通貨建ての売掛金と両建てされております。

また、これらの債務は、長期借入金及び長期預り保証金とともに、流動性リスクに晒されておりますが、取引銀行とのコミットメントライン契約の締結、資金繰計画を見直すなどの方法により、流動性リスクの低減を図っております。

さらに、長期借入金については、支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額1,565百万円）は、「その他有価証券」には含まれておりません。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
投資有価証券			
その他有価証券			
株式	934	934	—
債券	389	389	—
資産計	1,323	1,323	—
長期借入金	2,000	1,980	△19
長期預り保証金	2,995	2,995	—
負債計	4,995	4,976	△19

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

現金及び預金、受取手形、売掛金、電子記録債権

現金であること、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(下記「長期借入金」参照)。

支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金、設備関係支払手形、営業外電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(上記「デリバティブ取引」参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

長期預り保証金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、利率を市場金利の変動に合わせて每期改定しているため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、当該帳簿価額によっております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

事業フィールドとして、「ヘルスケアフィールド」、「ECフィールド」、「ステーションアリーフィールド」、「工業品フィールド」、「医療材フィールド」及び「グローバルフィールド」を設定しており、当該事業フィールドに基づき、報告セグメントごとに収益を分解しております。

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

			報告セグメント			連結計算書類 計上額
			メディカル 事業	テープ事業	合計	
売上高						
国内	コンシュー マー営業統 括本部	ヘルスケアフィールド	15,243	－	15,243	15,243
		ECフィールド	1,133	4,116	5,250	5,250
		ステーションアリーフィールド	－	4,840	4,840	4,840
		計	16,377	8,957	25,335	25,335
	医療材フィールド		5,740	－	5,740	5,740
	工業品フィールド		－	13,189	13,189	13,189
	計		22,118	22,147	44,265	44,265
海外	グローバルフィールド		2,466	2,726	5,192	5,192
顧客との契約から生じる収益			24,584	24,873	49,457	49,457

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

① 契約及び履行義務に関する情報

(履行義務に関する情報)

履行義務に関する情報については、「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。なお、当社は、小売店等から販売代理店を通じ、当社グループの商品及び製品の返品を受け入れる商習慣があります。当該商品及び製品が返品された場合、当社はその対価を返金する義務があります。

(重要な支払条件に関する情報)

顧客との契約における対価は、商品及び製品の引渡し後、概ね3～4か月以内に受領しております。履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、営業債権については、実務上の便法を使用し、重要な金融要素の調整は行っておりません。地域や顧客に応じて、契約条件に従って履行義務の充足前に前受けの形式により対価を受領する場合には、契約負債（前受金）を計上しております。顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合があります。変動対価の主な内容は、返品権付きの販売、販売実績等に基づく特売費（リベート）や売上値引、販売代理店が決められた期日より前に支払った場合に債権金額の一部を免除する売上割引であります。

詳細については、「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

② 取引価格の算定に関する情報

顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合には、変動対価に関する定めに従って、取引対価の変動部分の額を見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めることとしております。変動対価の見積額は、過去の実績額に基づく最頻値法による方法を用いて算定しております。

詳細については、「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

③ 履行義務への配分額の算定に関する情報

当社グループの商品及び製品は、通常、それぞれ別個の契約として独立して販売しているため、履行義務への配分は行っておりません。なお、特定の商品及び製品に対して値引き販売を行う場合には、当該商品及び製品個々に値引後の対価にて収益を認識しております。

④ 履行義務の充足時点に関する情報

履行義務の充足時点に関する情報については、「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑤ 本会計基準の適用における重要な判断

本会計基準の適用における重要な判断については、「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤収益及び費用の計上基準」及び上記 (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報の①から④に記載したとおりであり、その他には特記すべき事項はありません。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	15,324百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	15,163百万円
契約負債（期首残高）	27百万円
契約負債（期末残高）	20百万円

契約負債は、顧客との販売契約について、支払い条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、27百万円であります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。また、当初に予想される契約期間はすべて1年以内であります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産	2,121円45銭
(2) 1株当たり当期純利益	96円26銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

12. その他の注記

(1) 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

工場建物に含まれるアスベストの除去費用及び不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間については、各除去債務の状況により個別に見積り、割引率については、会計基準の適用時又は資産の取得時における長期の無リスク利子率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

当社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による減少額2千5百万円を変更前の資産除去債務残高から減算しております。

期首残高	621百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1百万円
時の経過による調整額	9百万円
資産除去債務の履行による減少	△3百万円
見積りの変更による増減額（△は減少）	△25百万円
その他増減額（△は減少）	0百万円
期末残高	602百万円

(2) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて、単位未満は0で表示しております。

株主資本等変動計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
						別途積立金	固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	5,451	4,186	－	4,186	744	17,754	326	4,374
当期変動額								
剰余金の配当								△712
別途積立金の積立						1,000		△1,000
固定資産圧縮積立金の取崩							△34	34
税率変更による積立金の調整額							△3	3
当期純利益								1,625
自己株式の取得								
自己株式の処分			1	1				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	1	1	－	1,000	△38	△49
当期末残高	5,451	4,186	1	4,188	744	18,754	288	4,325

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金 利益剰余金 合計	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	23,199	△652	32,185	362	362	32,548
当期変動額						
剰余金の配当	△712		△712			△712
別途積立金の積立	－		－			－
固定資産圧縮積立金の取崩	－		－			－
税率変更による積立金の調整額	－		－			－
当期純利益	1,625		1,625			1,625
自己株式の取得		△0	△0			△0
自己株式の処分		10	11			11
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				30	30	30
当期変動額合計	912	9	923	30	30	953
当期末残高	24,112	△642	33,109	392	392	33,502

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - ・その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
移動平均法による原価法
 - 市場価格のない株式等
 - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～38年
機械及び装置	12年
 - ② 無形固定資産
定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
売上債権及び貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を検討し、当事業年度末における回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員賞与の支出に備えて、当事業年度末における支給見込額を計上しております。
 - ③ 役員賞与引当金
役員賞与の支出に備えて、当事業年度末における支給見込額を計上しております。
 - ④ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、2009年6月29日開催の第105回定時株主総会において役員退職慰労金制度の廃止を決議いたしました。これに伴い、制度の廃止に伴う打ち切り日（2009年6月29日）までの在任期間に対応する退職慰労金として、従来の役員退職慰労金規則に基づいて、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

⑥ 株式給付引当金

株式報酬規程に基づく当社役員及び当社従業員への株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の商品及び製品は、メディカル事業の大衆薬市場及び医療機関向け医療材料市場向けの絆創膏等、テープ事業の文具事務用品市場及び産業用テープ市場向けの粘着テープ等であり、販売先は、販売代理店となり、小売店等を通じて最終消費者に販売されることとなります。

商品及び製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客（販売代理店）との販売契約に基づいて商品及び製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務を充足した後の通常の支払期限は、概ね3～4ヵ月以内であります。また、当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）等は以下のとおりです。

① 国内販売における収益認識時点

国内販売において、当該履行義務は、商品及び製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

② 海外販売における収益認識時点

海外販売において、当該履行義務は、インコタームズで定められた貿易条件に基づき危険負担が顧客に移転した一時点において、顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、収益を認識しております。

③ 返品権付きの販売

季節性のある商品及び製品の入れ替え時等の小売店等の製品ラインナップの変更時に、小売店等から販売代理店を通じ、当社の商品及び製品の返品を受け入れる商習慣があります。返品権付きの販売については、将来の返品に伴う損失に備えるため、返品されると見込まれる商品及び製品については、変動対価に関する定めに従って、販売時に収益を認識せず、取引対価の変動部分の額を見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めることとしております。なお、変動対価の見積額は、過去の売上高と返品実績額に基づく最頻値法による方法を用いて算定しております。

④ 特売費及び売上割戻し

期間、量及び金額など様々な契約条件（算定根拠）に基づき、販売代理店に対して特売費（リベート）及び売上割戻しを支払うことがあります。

これらは、商品及び製品の販売量等の一定の目標の達成等を条件としたリベートであり、個別の作戦計画に基づくリベートが特売費、基本契約に基づくリベートが売上割戻しとなります。

販売量等を条件とした特売費（リベート）の支払いに備えるため、特売費（リベート）の支払いが見込まれる商品及び製品については、変動対価に関する定めに従って、販売時に収益を認識せず、取引対価の変動部分の額を見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めることとしております。

なお、特売費（リベート）にかかる変動対価の見積額は、過去の売上高と特売費（リベート）の実績額に基づく最頻値法による方法を用いて算定しております。

売上割戻しは、当事業年度末において販売代理店への支払額が確定しており、対象期間に対応して算定される当該支払額を収益から減額しております。

⑤ 販売後に発生する売上値引

販売代理店の小売店に対する販売実績等に基づき、当社の商品及び製品の販売後に販売代理店に対して売上値引を行う商習慣があります。

当社は、当社の商品及び製品の販売後に発生が見込まれる販売代理店に対する売上値引に備えるため、販売後に発生する売上値引の支払いが見込まれる商品及び製品については、変動対価に関する定めに従って、販売時に収益を認識せず、取引対価の変動部分の額を見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めることとしております。

なお、販売後に発生する売上値引にかかる変動対価の見積額は、過去の売上高と販売後に発生する売上値引の実績額に基づく最頻値法による方法を用いて算定しております。

2025年3月31日現在、予想される売上値引に関して294百万円を対価である売掛金から控除して表示しております。

当社は、多額の売上値引額の発生が見込まれる販売代理店に関しては、販売代理店から入手した値引明細に基づき、販売代理店別に売上値引の見込額を算定しております。また、その他の販売代理店に関しては、売上高に対する予想値引率に基づき、売上値引の見込額を算定しております。その他の販売代理店に関する予想値引率は、フィールド別の過去の値引データを基礎としております。

⑥ 売上割引

商品及び製品にかかる債権について、販売代理店が決められた期日より前に支払った場合に、債権金額の一部を免除する売上割引に備えるため、売上割引が見込まれる商品及び製品については、変動対価に関する定めに従って、販売時に収益を認識せず、取引対価の変動部分の額を見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めることとしております。

なお、売上割引にかかる変動対価の見積額は、過去の売上高と売上割引の実績額に基づく最頻値法による方法を用いて算定しております。

⑦ 有償支給取引

当社が、対価と交換に原材料等（以下「支給品」という）を外部（以下「支給先」という）に譲渡し、支給先における加工後、当該支給先から当該支給品（加工された製品に組み込まれている場合を含む。以下同じ）を購入する場合があります（以下「有償支給取引」という）。

有償支給取引について、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第104項に定める代替的な取り扱いを適用し、当社が支給先から支給品を買い戻す義務を負っている場合、計算書類上は、当該支給品の消滅を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

③ ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、金利スワップの特例処理の要件を満たすため、特例処理により行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

特定借入金の支払金利

ヘッジ方針

金利変動による支払金利の増加リスクを減殺する目的で行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
- | | |
|------------------|----------|
| 当社のテープ事業における固定資産 | 6,792百万円 |
| 有形固定資産 | 6,770百万円 |
| 無形固定資産 | 22百万円 |
| 減損損失 | －百万円 |
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の記載をしているため、注記を省略しております。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

(有形固定資産の耐用年数と資産除去債務の見積りの変更)

当社グループは、2024年度よりスタートした中期経営計画「CREATION 2026」の中でテープ事業セグメントの抜本的収益改善を掲げております。これに基づくグループ全体での最適生産体制構築及び生産分担再編を目的として、当社は、当事業年度において、埼玉工場及び安城工場における塗工設備の一部について生産停止（埼玉工場の同設備は2026年3月、安城工場の同設備は2025年3月をもつての生産停止）を決定しております。これに伴い、当事業年度において、同設備の耐用年数を残存使用見込期間まで短縮し、将来にわたり変更しております。

また、当社は、2024年6月10日開催の取締役会において本社及び東京オフィス移転の決議をしたことに伴い、当事業年度において、移転後利用見込みのない固定資産の耐用年数を残存使用見込期間まで短縮し、将来にわたり変更しております。加えて、不動産賃貸契約に基づく原状回復に係る費用については、当事業年度において、履行時期を見直し、移転日までの期間で資産除去債務の費用計上が完了するようにその見積りを変更しております。

これらの影響により、従来の方と比べて、当事業年度の減価償却費等が2億3千2百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が1億9千6百万円減少しております。

5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
- ① 担保に供している資産
- | | |
|----|--------|
| 建物 | 138百万円 |
| 土地 | 534百万円 |
| 計 | 672百万円 |
- ② 担保に係る債務
- | | |
|-------|--------|
| 長期借入金 | 600百万円 |
|-------|--------|
- (2) 資産に係る減価償却累計額
有形固定資産の減価償却累計額 28,456百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	717百万円
短期金銭債務	1,232百万円

(4) 貸出コミットメント

当社は、資金調達の柔軟性及び機動性を確保するため、取引銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。

この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	3,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	3,000百万円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 営業取引による取引高

売上高	2,077百万円
仕入高	14,309百万円

② 営業取引以外の取引による取引高 315百万円

(2) 減損損失

当事業年度以降に上市を予定していた一部の新製品について、当事業年度に上市の見通しが不透明となり、開発の再開が未定であることから開発中断を決定いたしました。当該減損損失はこれにより認識したものであり、内容は以下のとおりであります。

場所	用途	セグメント	種類	減損損失（百万円）
医薬品安城工場 (愛知県安城市)	医薬品類の製造設備	メディカル事業	建設仮勘定	53

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	380,530株
------	----------

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、賞与引当金等であります。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「9.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
ニチバンメデ ィカル(株)	所有 直接 87.1% 間接 12.9%	当社販売品の製造	商品・原材料の仕入(注1)	8,637	買掛金	709
		資金の貸付	資金の貸付(注2)	—	関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金	495
			貸付金の回収 利息の受取	540 7		360
ニチバンプリ ント(株)	所有 直接 94.9% 間接 5.1%	資金の借入	資金の借入(注3)	700	関係会社短期借入金	700
			借入金の返済	—		
			利息の支払	1		

(注)1.取引条件は、市場価格等を勘案して個別に協議の上、契約等に基づき決定しております。
2.資金の貸付においては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、担保の受け入れはありません。
3.資金の借入においては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、担保の提供は行っておりません。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	1,645円69銭
1株当たり当期純利益	79円83銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

13. その他の注記

(1) 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- ① 当該資産除去債務の概要
工場建物に含まれるアスベストの除去費用及び不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
- ② 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間については、各除去債務の状況により個別に見積り、割引率については、会計基準の適用時又は資産の取得時における長期の無リスク利率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
- ③ 当期における当該資産除去債務の総額の増減
当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。
この見積りの変更による減少額2千5百万円を変更前の資産除去債務残高から減算しております。

期首残高	586百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1百万円
時の経過による調整額	9百万円
資産除去債務の履行による減少	△3百万円
見積りの変更による増減額 (△は減少)	△25百万円
期末残高	567百万円

(2) 固定資産圧縮積立金に関する注記

固定資産圧縮積立金は、租税特別措置法に基づいて計上したものであります。

(3) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて、単位未満は0で表示しております。